

夜間中学の設置・充実 に向けて

【 手 引 】
(第3次改訂版)

令和5年1月
文部科学省

目次

本手引の趣旨	1
I. 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等	2
地方公共団体における就学の機会の提供等（第14条）	2
協議会の設置（第15条）	5
II. 夜間中学の現状	7
設置の状況	7
生徒の状況	8
入学要件	8
経済的支援・給食	8
III. 夜間中学設置のニーズ	9
(潜在的)入学希望者	9
1. 義務教育未修了者	9
2. 入学希望既卒者	13
3. 不登校となっている学齢生徒	15
4. 外国籍の者	17
5. その他	17
ニーズの把握	18
広報、相談体制の充実・整備等	25
IV. 設置・運営上の工夫等	26
設置者	26
設置場所	26
教職員の配置・研修等	27
教育課程・指導上の工夫	28
市町村間の経費負担の工夫	30
設置までのスケジュール例	32
V. 夜間中学の事例	35
徳島県立しらさぎ中学校（徳島県）	35
松戸市立第一中学校（千葉県）	35
常総市立水海道中学校（茨城県）	36
京都市立洛友中学校（京都府）	36
VI. 関連資料	37

本手引の趣旨

- 夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級です。
昭和30年頃には、設置数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、令和4年度現在、15都道府県で40校が設置されています。
- 夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者だけでなく、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国で義務教育を修了していない外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。
- 平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず、教育の機会が確保されること等を基本理念として、学齢期を経過した者で、小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられました。
- さらに、平成30年6月、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとしました。（その後、令和3年1月には、今後5年間で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つ設置されることを目指す旨、国会で答弁。）
- この点、市町村立のみならず都道府県立の夜間中学の設置も進むよう、義務教育費国庫負担法が改正され（平成29年3月）、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられることとなりました。
- こうしたこともあり、平成31年には松戸市・川口市、令和2年には常総市、令和3年には徳島県・高知県、令和4年には札幌市・相模原市・三豊市・福岡市において夜間中学が設置され、令和4年度現在、15都道府県で40校が設置されています。
- 本手引では、各地方公共団体における夜間中学の設置に向けた検討がさらに進むよう、また、既に設置されている地方公共団体においては、夜間中学での一層の希望者の受入れや指導の向上等が図られるよう、各種のデータを掲載するとともに、設置・運営上の工夫や具体的な事例などを紹介しています。夜間中学の設置・充実に向け、各自治体において参考にいただければ幸いです。

I. 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等

- 平成28年12月7日に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「法律」という。）が成立しました（関連資料1）（夜間中学に係る第14条・第15条は平成28年12月14日から、その他の規定は平成29年2月14日から施行）。
- 法律では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等（以下、「教育機会の確保等」という。）に関する施策を総合的に推進するため、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、基本指針の策定その他の必要な事項が定められました。
- このうち、法律第7条において、文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定めるものとされています。これを受けて、文部科学省は、平成29年3月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定しました（関連資料2）。以下、法律と基本指針に基づき、夜間中学の設置・充実に係る国及び地方公共団体の責務等について整理します（関連資料3）。

地方公共団体における就学の機会の提供等（第14条）

- 法律第14条においては、学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学¹における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられています。
- これを受け、地方公共団体においては、
 - 夜間中学を新たに設置すること
 - 夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることなどに取り組むことが求められます。
- この点、基本指針においては「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置される」ことを目指し、文部科学省として、都道府県によるものも含め、夜間中学等の設置を促すとともに、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援等を推進することとしています。
- また、令和3年1月には、衆議院予算委員会において、菅総理大臣（当時）より、「引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」と答弁しました。
- 令和4年度現在、夜間中学は、15都道府県に40校が設置されているところです

¹ 法律第14条に規定されている「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」としては、中学校の他、小学校や義務教育学校等も想定されます（現在は設置されていません）。

が、文部科学省が令和4年に実施した「令和4年度夜間中学等に関する実態調査」（以下、「令和4年度調査」という。）によると、法律第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置として、「夜間中学の新設に向けた検討・準備」を行っているとは回答した自治体は、18都道府県・指定都市でした。

- さらに、各地方公共団体においては、近隣の市町村と連携協力して就学機会の提供を図るなどの理由から夜間中学が未設置の場合においても、例えば、
 - 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
 - 当該地方公共団体内の希望者が通学可能な夜間中学についての積極的な広報や相談窓口の開設
 - 就学機会の提供につながる、いわゆる自主夜間中学等での学習活動への支援などに取り組むことが必要です。
- 既に夜間中学を設置している地方公共団体においても、個々の生徒のニーズを踏まえ、生徒の年齢、経験等の実情に応じた教育課程・指導上の工夫を図るとともに、不登校となっている学齢生徒の受入れなど、実質的に十分な教育を受けられていない多様な生徒の受入れについても検討することが求められます。
- このように、市町村が設置する夜間中学を充実していくためには、都道府県の役割も重要です。実際、都道府県が当該夜間中学に対し、教職員人事等で配慮するほか、教育課程の実施に当たって助言したり、定期的に視察・情報交換を行ったりする例が見られます。また、都道府県のホームページ等で域内の夜間中学の情報を掲載するなど、都道府県が広報活動・相談窓口の設置において協力することも望まれます。
- 併せて、いわゆる自主夜間中学等についても、実施場所の提供や運営に係る補助金の交付、委託事業の実施などの支援を行っている自治体も見受けられます。自主夜間中学等についても、義務教育を修了していない者等に対する重要な学びの場となっていることから、各地域の実情に応じて適切な対応を図ることが望まれます。

【法律の抜粋】

（就学の機会の提供等）

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

【基本指針の抜粋】

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

協議会の設置（第15条）

- 法律第15条においては、都道府県及び当該都道府県内の市町村は、第14条に基づき実施する措置に係る事務について、都道府県及び市町村間の役割分担に関する協議や連絡調整を行うための協議会を組織することができるかとされています。
- また、基本指針において、教育機会の確保等に関する施策については、「国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で行うことが重要である。」とされています。
- その上で、
 - 協議会は、次の①から③の者で構成すること
 - ① 都道府県知事及び都道府県教育委員会
 - ② 当該都道府県の区域内の市町村長及び市町村教育委員会
 - ③ 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者
 - 協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないことが定められています。
- 協議会で協議等を行う内容としては、
 - 夜間中学の設置主体や設置場所、設置する時期
 - 夜間中学の対象者
 - 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
 - 各地方公共団体が連携した広報活動の実施や相談窓口の設置
 - 広域行政を担う都道府県が果たすべき役割
 - いわゆる自主夜間中学等への支援などが考えられます。
- 協議会の設置に向けては、都道府県が中心となって関係市町村と協議会あるいは協議会に類する検討組織を設けることが考えられ、その活用を通じて、夜間中学の設置など各地方公共団体における就学機会の提供等が図られることが期待されます。
令和4年度調査では、協議会に類する検討組織を設置済と回答した都道府県が18あり、構成員として、都道府県教育委員会や当該都道府県の区域内の市町村教育委員会のほか、就学の機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体や、当該都道府県の知事部局などが含まれている例もありました。
- 文部科学省では、夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置等に係る経費について、補助事業の予算を計上することなどにより、まずは第15条に基づく協議会に類する検討組織の設置・活用を推進した上で、第15条に基づく協議会となるよう支援してまいります。

【法律の抜粋】

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

【基本指針の抜粋】

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる施策等を実施する。

(1) (略)

(2) 国民の理解の増進

法の趣旨や本基本指針の内容、不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等の活動等について、政府の広報誌、文部科学省ホームページ、手引きの作成・配布、説明会の実施等を通じた広報活動を推進する。

(3) 人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。また、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が可能となるよう、教職員の体制充実に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置を充実する。

(4) (略)

(5) 相談体制等の整備

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に関する様々な情報の提供を積極的に行うとともに、不登校に関する相談等に対応できるよう、関係機関、学校及び民間の団体との連携による相談体制の整備を推進する。

Ⅱ. 夜間中学の現状

- 夜間中学については、令和4年度現在、全国に40校が設置されており、各地域の状況に応じて教育が行われています。ここでは、夜間中学の現状について、紹介します。なお、令和4年度調査の詳細は、文部科学省ウェブサイトに掲載の調査結果を御覧ください。

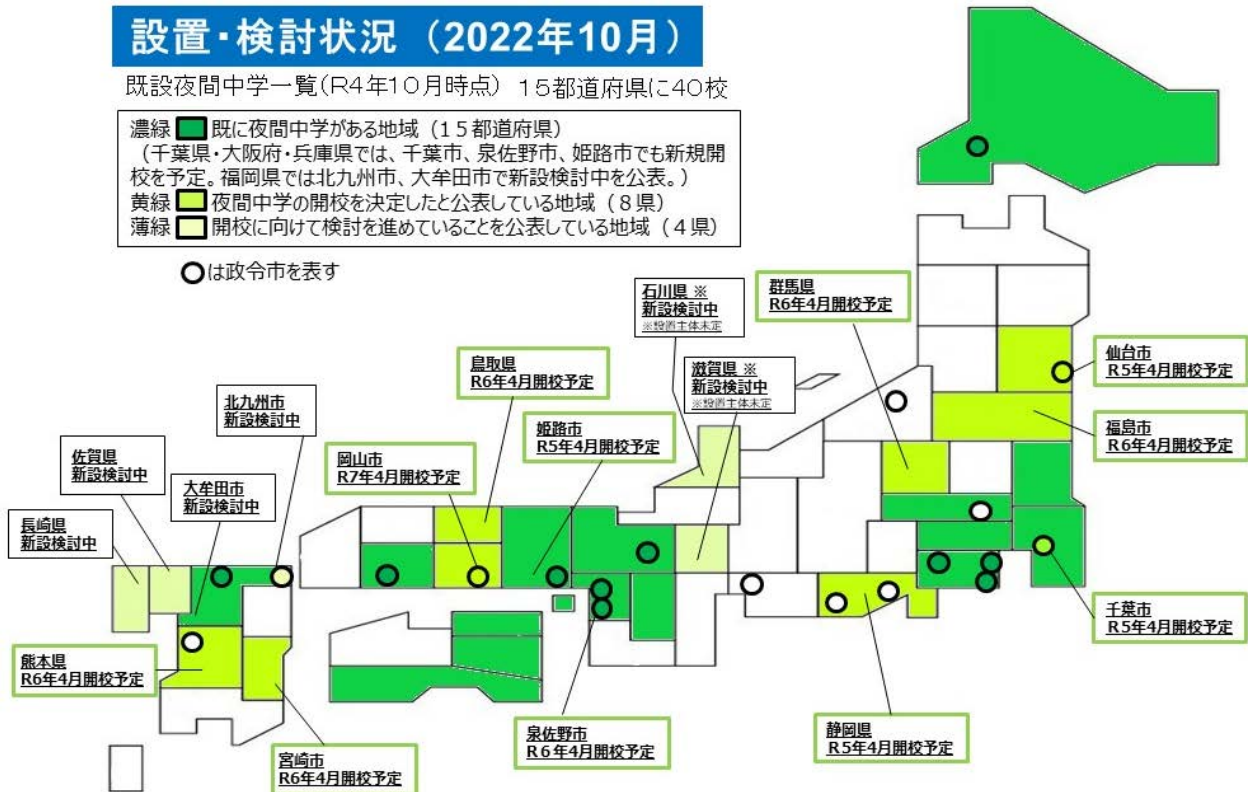
設置の状況

設置・検討状況（2022年10月）

既設夜間中学一覧(R4年10月時点) 15都道府県に40校

濃緑 ■ 既に夜間中学がある地域（15都道府県）
 （千葉県・大阪府・兵庫県では、千葉市、泉佐野市、姫路市でも新規開校を予定。福岡県では北九州市、大牟田市で新設検討中を公表。）
 黄緑 ■ 夜間中学の開校を決定したと公表している地域（8県）
 薄緑 ■ 開校に向けて検討を進めていることを公表している地域（4県）

○は政令市を表す



都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校【令和4年4月開校】
茨城県	常総市	水海道(みづかいどう)中学校
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校
千葉県	市川市	大洲(おおす)中学校
	松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校
東京都	足立区	第四(だいよん)中学校
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校
	江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校
	大田区	糞谷(こうじや)中学校
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校
	墨田区	文花(ぶんか)中学校
	世田谷区	三宿(みしゆく)中学校
	八王子市	第五(だいが)中学校
神奈川県	川崎市	西中原(にしなかはら)中学校
	横浜市	蒔田(まいた)中学校
	相模原市	大野南(おおのみなみ)中学校分校【令和4年4月開校】

都道府県	設置主体	学校名
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校
大阪府	大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校
		天満(てんま)中学校
		文(ふみ)の里(さと)中学校
		東生野(ひがしいくの)中学校
	岸和田市	岸城(きしき)中学校
	堺市	殿馬場(とのばば)中学校
	豊中市	第四(だいよん)中学校
	東大阪市	布施(ふせ)中学校
		意岐部(おきべ)中学校
	守口市	さつき学園
八尾市	八尾(やお)中学校	
橿原市	畝傍(うねび)中学校	
奈良県	天理市	北(きた)中学校
	奈良市	春日(かすが)中学校
兵庫県	尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
	神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
兵庫(ひょうご)中学校北分校		
広島県	広島市	観音(かんおん)中学校
		二葉(ふたば)中学校
徳島県	徳島県	徳島県立しらすぎ中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校【令和4年4月開校】
福岡県	福岡市	福岡きぼう中学校【令和4年4月開校】

生徒の状況

- 令和4年度調査によると、在籍生徒数（性別、年齢別）は、男性37%、女性63%と女性の方が多く、60歳以上は23%、16～19歳は20%でした。また、日本国籍を有しない者の国籍は、多い国から中国、ネパール、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムでした。
- 夜間中学入学理由は、日本国籍の者は「中学校の学力を身に付けたいため」が最も多く45%、日本国籍を有しない者は「日本語が話せるようになるため」が最も多く28%でした。

入学要件

- 令和4年度調査によると、夜間中学40校における生徒の入学要件については、40校全てが、「中学校を卒業していない者」だけでなく「十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者」も含むと回答しました。
- また、在住・在勤に関して、「設置されている都道府県内在住者のみ」と回答した学校が最も多く43%でした。

経済的支援・給食

- 令和4年度調査によると、夜間中学を設置している34県・市区による支援については、「教育活動の充実」を行っているとは回答した自治体が最も多く24団体、「広報・相談」を行っているとは回答した自治体が次に多く23団体でした。
- また、給食について「実施」と回答した場合の給食費の負担状況については、「無償」としているのは9団体でした。

Ⅲ. 夜間中学設置のニーズ

- 夜間中学については、
 - 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者（以下「義務教育未修了者」という。）に教育機会の提供を行うとともに、義務教育を受ける機会を実質的に保障するため、
 - 不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま形式的に卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者（以下「入学希望既卒者」という。）、を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されています。
- また、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学で受け入れることも可能です。
- 外国籍の者についても、国際人権規約等を踏まえ、日本国籍の者と同様に夜間中学に受け入れ、教育機会を確保することが求められています。
- ここでは、これら夜間中学の（潜在的）入学希望者や、それらの者の入学のニーズを把握するための工夫について紹介します。

(潜在的) 入学希望者

1. 義務教育未修了者

- 令和2年国勢調査によると、学齢を経過した者の中で、未就学者²が少なくとも約9万4千人（日本人が約8万5千人、外国人が約9千人）、最終卒業学校が小学校の者³は約80万4千人（日本人が約78万5千人、外国人が約2万人）います（関連資料4、次ページ）。
- 未就学者及び最終卒業学校が小学校の者は、全国に存在することが分かっています。次々ページの表は、「未就学者」及び「最終卒業学校が小学校の者」の都道府県別及び指定都市別の人数です。また、関連資料5には、市町村別の「未就学者」及び「最終卒業学校が小学校の者」の人数も掲載しています。
- これらの「未就学者」及び「最終卒業学校が小学校の者」の中には、夜間中学で学ぶことを希望する者が一定数含まれていると考えられ、夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると考えます。

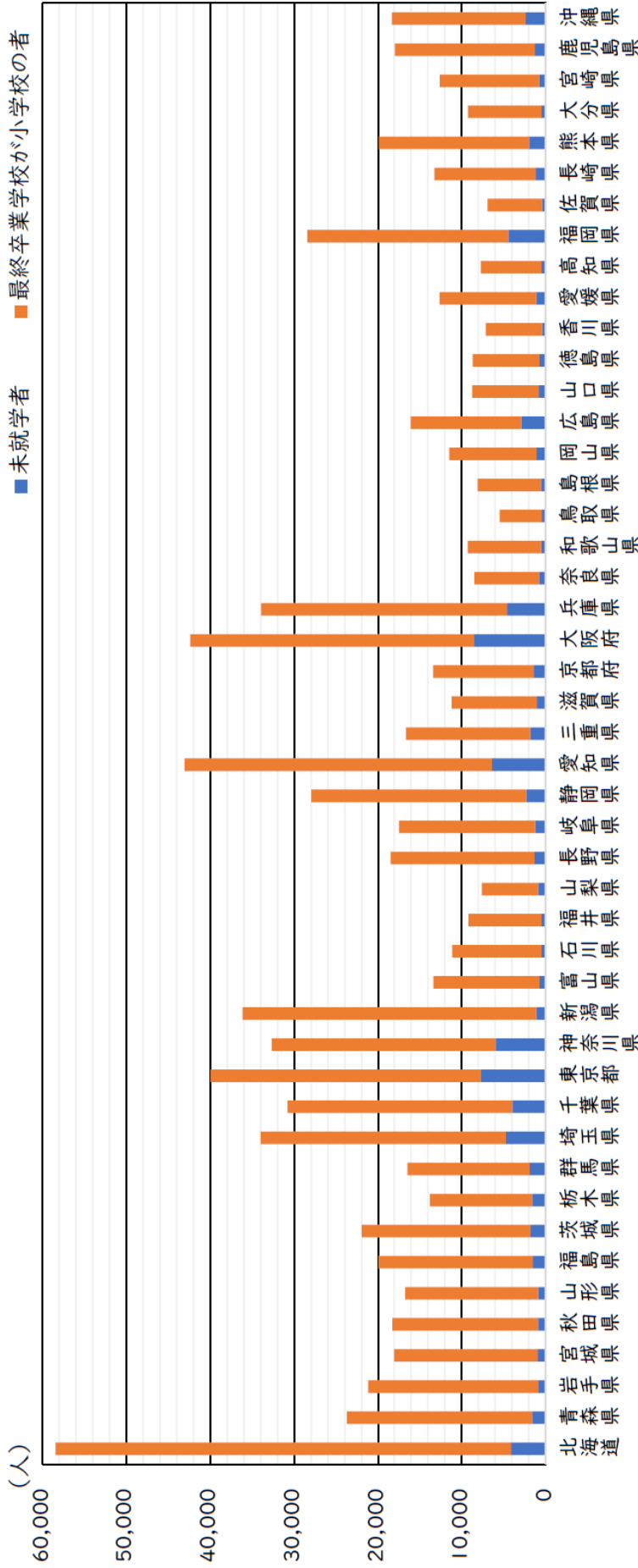
² 「未就学者」の定義：小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

³ 「最終卒業学校が小学校の者」の定義：小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人

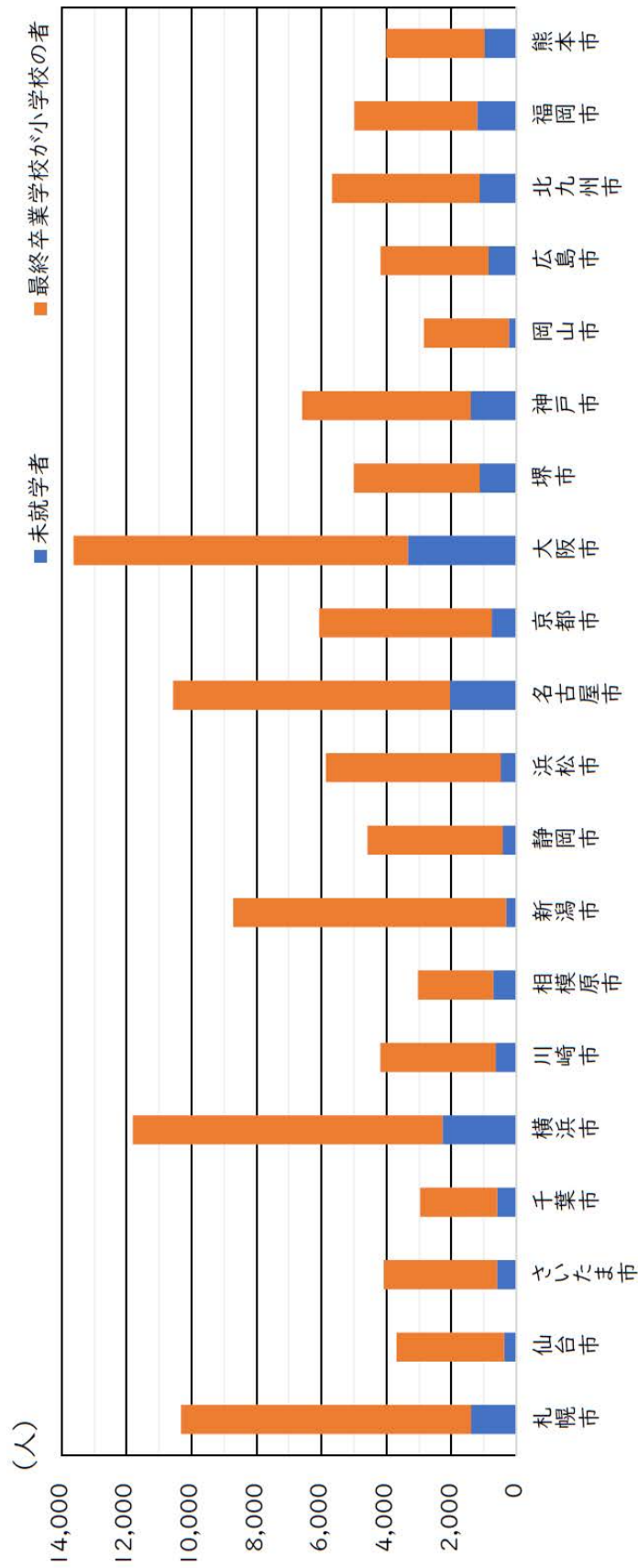
令和2年国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数

	未就学者				最終卒業学校が小学校の者			
	総数(人)		総数に占める外国人の割合(%)		総数(人)		総数に占める外国人の割合(%)	
	日本人(人)	外国人(人)	日本人(人)	外国人(人)	日本人(人)	外国人(人)	日本人(人)	外国人(人)
総数	94,455	85,414	9,024	9.6	804,293	784,536	19,731	2.5
15～19歳	1,760	1,563	197	11.2	302	144	157	52.0
20～24歳	2,632	1,706	926	35.2	1,084	484	600	55.4
25～29歳	2,721	1,665	1,056	38.8	1,424	643	781	54.8
30～34歳	3,402	2,346	1,053	31.0	1,976	803	1,172	59.3
35～39歳	3,794	2,885	908	23.9	2,245	988	1,255	55.9
40～44歳	4,357	3,514	841	19.3	2,707	1,148	1,558	57.6
45～49歳	5,102	4,239	863	16.9	3,456	1,454	2,002	57.9
50～54歳	4,753	3,956	797	16.8	3,417	1,393	2,022	59.2
55～59歳	5,246	4,659	586	11.2	3,246	1,659	1,587	48.9
60～64歳	5,912	5,489	420	7.1	4,308	2,923	1,385	32.1
65～69歳	7,456	7,181	274	3.7	6,333	5,013	1,320	20.8
70～74歳	8,404	8,205	197	2.3	9,217	8,220	996	10.8
75～79歳	8,212	8,042	169	2.1	20,159	19,229	928	4.6
80～84歳	9,832	9,594	237	2.4	61,422	59,975	1,446	2.4
85～89歳	10,028	9,831	195	1.9	279,791	278,202	1,584	0.6
90～94歳	7,221	7,027	194	2.7	276,503	275,795	702	0.3
95歳以上	3,623	3,512	111	3.1	126,703	126,463	236	0.2

■ 未就学者 ■ 最終卒業学校が小学校の者



未就学者数(人)	4158	935	966	881	1622	881	20290	881	966	935	935	893	1548	1806	1648	1917	4754	3984	7693	6004	1137	738	497	496	885	1336	1231	2316	6401	1845
人口に占める未就学者の割合(%)	0.09	0.11	0.05	0.08	0.15	0.08	0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.07	0.10	0.11	0.08	0.07	0.06	0.08	0.06	0.08	0.05	0.08	0.13	0.08	0.07	0.10	0.12	
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	54286	17329	17115	20290	22092	20290	17115	17329	17115	17329	15849	18370	20144	12145	14549	29231	26662	6742	6742	17150	16244	25627	36671	14805	14805	25627	36671	14805		
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	1.2	2.0	0.9	1.9	2.0	1.9	2.0	1.7	1.2	0.8	0.7	0.9	0.9	0.7	0.9	0.5	0.3	0.3	0.3	0.08	1.8	1.4	1.1	1.3	1.0	1.0	0.8	0.6	1.0	
未就学者数(人)	1076	806	4607	8515	14222	8515	4607	806	4607	8515	4607	851	754	459	1110	443	4455	443	1183	1990	521	791	1307	2391	94455	1307	2391	94455		
人口に占める未就学者の割合(%)	0.09	0.07	0.10	0.11	0.06	0.11	0.10	0.07	0.12	0.12	0.07	0.12	0.10	0.10	0.12	0.07	0.10	0.06	0.10	0.13	0.05	0.09	0.10	0.20	0.09	0.10	0.20	0.09		
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	10119	7707	29321	33884	12003	33884	29321	7707	29321	33884	12003	7707	7959	6688	11532	6484	12078	6484	11532	17874	8759	11837	16671	15938	804293	16671	15938	804293		
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.9	0.7	0.6	0.4	0.5	0.4	0.6	0.7	1.1	1.1	0.7	1.1	1.1	1.3	0.7	0.6	0.9	0.9	1.1	1.2	0.9	1.3	1.2	1.3	0.7	1.2	1.3	0.7		



	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
未就学者数(人)	1398	372	594	592	2276	638	712	311	423	483
人口に占める未就学者の割合(%)	0.08	0.04	0.05	0.07	0.07	0.05	0.11	0.05	0.07	0.07
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	8925	3316	3491	2371	9531	3553	2317	8405	4162	5383
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	1.2	0.7	0.8
	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
未就学者数(人)	2045	763	3348	1130	1410	229	856	1131	1210	982
人口に占める未就学者の割合(%)	0.10	0.06	0.14	0.16	0.11	0.04	0.08	0.14	0.09	0.16
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	8523	5314	10285	3876	5187	2622	3326	4547	3779	3027
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.6	0.3	0.5

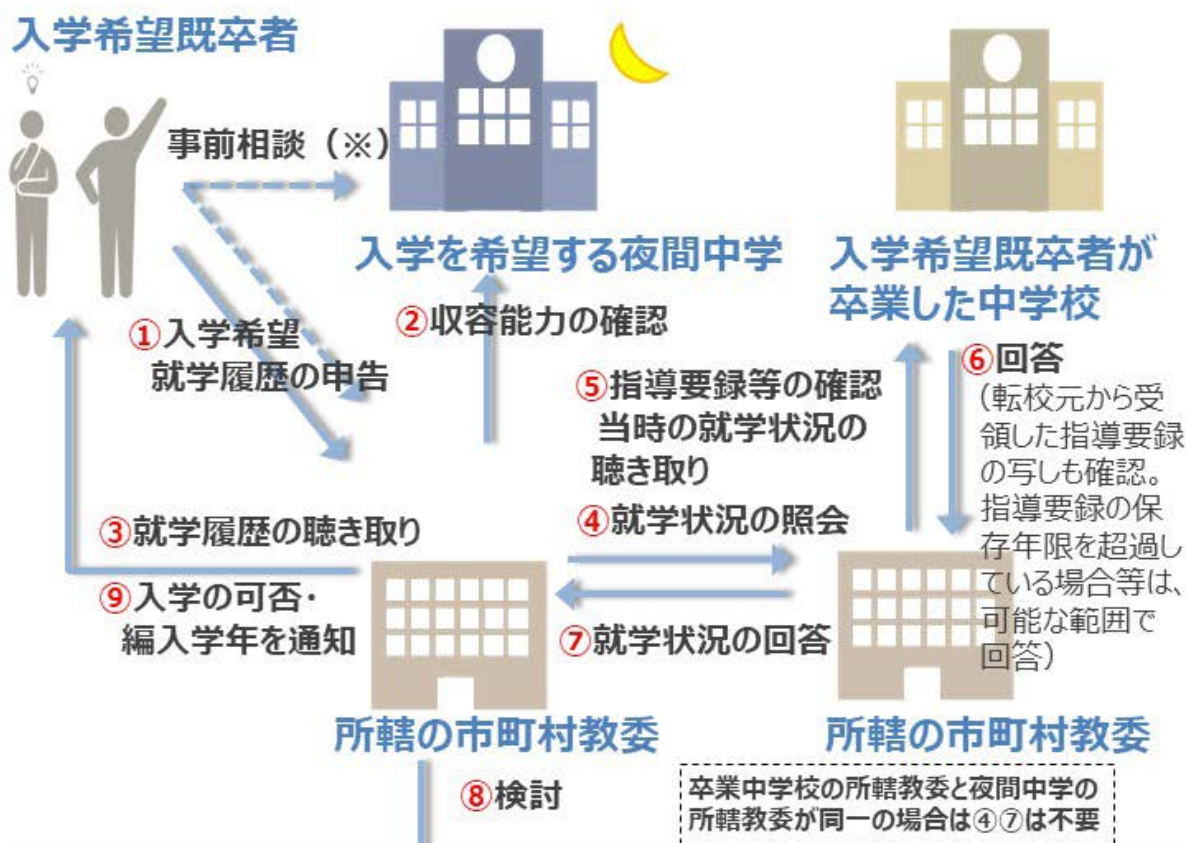
2. 入学希望既卒者

- かつて、文部科学省では、一度中学校を卒業した者が夜間中学に再入学を希望した場合の考え方を明確に示していませんでした。このような中、これまで入学希望既卒者が、夜間中学に入学を希望しても、基本的に入学を許されないという事態が生じていました。
- 近年不登校児童生徒が増加している中、学校に十分に通わないまま卒業する生徒が今後も生じると考えられ、義務教育の機会を全ての者に実質的に保障していくことが極めて重要となっています。
- また、親による虐待や無戸籍等の複雑な家庭事情等により、学齢であっても居所不明となったり、未就学期間が生じたりしている方の存在も明らかになっています。
- このような状況を踏まえると、一定の要件の下、入学希望既卒者の夜間中学での受入れを可能とすることが適当と考えられることから、平成27年7月、文部科学省は入学希望既卒者の受入れに関する考え方について通知しました（関連資料6）。
- この通知で示した基本的な考え方は次のとおりです。各地方公共団体においては、これらの考え方を参考に、可能な限り入学希望既卒者の受入れを進めることが望まれます。

【基本的な考え方】

- ① 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学希望理由や既に卒業した中学校での就学状況について、本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認し、入学の可否を総合的に検討する。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、不登校等で中学校課程の大部分を欠席していた等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けておらず、義務教育の目的に照らし、再度の中学校入学が適当と認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましい。
- ② 入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準ではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましい。
- ③ 入学希望既卒者から先立って相談があった場合は、その方の立場や心情に配慮した対応が望まれる。その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努める。

「入学希望既卒者」の夜間中学への入学許可フロー



以下の要件に該当する場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましい。

○不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

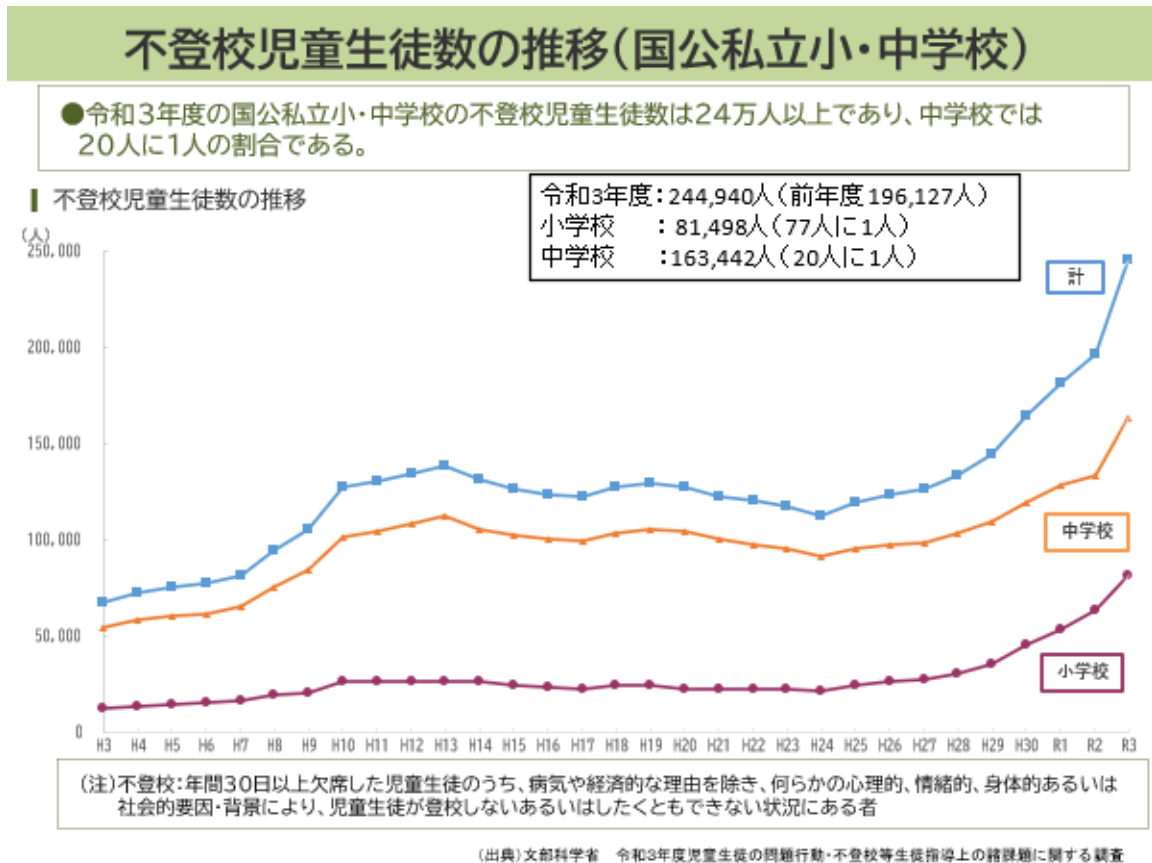
・指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース なども考えられるため、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましい。

入学の可否・入学時期と編入学年を判断し、入学希望者に通知

(※) 入学希望既卒者が教育委員会や夜間中学に夜間中学への入学等について相談に来た場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮して丁寧に相談に乗ることが必要。また、入学希望既卒者の事情に応じて、入学の相談を受けた後、夜間中学の見学や試験登校を行うことが望ましい場合も考えられる。

3. 不登校となっている学齢生徒

- 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(確定値)によると、令和3年度の小・中学校における不登校児童生徒の数は約24.5万人(前年度約19.6万人)であり、中学校においては生徒の20人に1人の割合となっています(関連資料7)。



(不登校となっている学齢生徒の受け入れ)

- 不登校児童生徒が近年増加傾向にある現状を踏まえ、不登校児童生徒に対する多様な教育機会を確保する観点から、文部科学省は、本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクール等民間施設と同様に夜間中学において受け入れることも可能である旨を教育委員会等に通知しています(令和元年10月25日付け元文科初第698号初等中等教育局長通知)(関連資料8)。
- また、夜間中学を設置する自治体の中には不登校となっている学齢生徒の受け入れを検討している自治体もあります。

(不登校特例校の指定を受けることでの学齢生徒の受け入れ)

- 京都市では洛友中学校に不登校となっている学齢生徒のための昼間部（不登校特例校）と、様々な事情で義務教育を十分に受けることができなかつた方のための夜間部を設置し、それぞれの生徒と一緒に活動する「交流の時間」を設けるなどの取組が行われています。

令和4年度夜間中学設置促進説明会
京都市立洛友中学校説明資料より引用

【校時表】

学活	13:30~13:40 (10分)	昼間部	
1校時	13:40~14:30 (50分)		
2校時	14:40~15:30 (50分)		
3校時	15:40~16:30 (50分)		
4校時	16:35~16:55 (20分)		
5校時	17:00~17:30 (30分)		夜間部
6校時	17:30~18:15 (45分)		
給食	18:10~18:45 (35分)		
7校時	18:45~19:30 (45分)		
8校時	19:40~20:25 (45分)		
学活/課外	20:25~20:40 (15分)		

重なるの時間

教育課程（時間割）

校時	13:30~ (10分)	1校時 (50分)		2校時 (50分)		3校時 (50分)		5校時 (30分)	6校時 (45分)	(30分)	7校時 (45分)	8校時 (45分)	~20:40 (15分)									
クラス	全学年部	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	全学年部	全学年部	全学年部									
月	学活	道徳	国語	理科	数学	理科	数学	英語	交流・総合	国語	英語	理科	給食	英語	理科	国語	数学	数学	社会	学活・課外		
火	学活	数学	社会	英語	社会	国語	美術	国語	英語	美術	音/技家	給食	国語	理科	英語	理科	国語	英語	社会	学活・課外		
水	学活	英語	数学	社会	社会	美術	数学	国語	美術	英語	交流・総合	国語	英語	理科	給食	英語	理科	国語	言葉の学び	学活・課外		
木	学活	理科	英語	数学	数学	国語	理科	英語	社会	国語	美/保体	給食	数学	数学	社会	社会	社会	社会	数学	学活・課外		
金	学活	数学	英語	社会	美術	数学	理科	美術	理科	国語	交流・総合	理科	英語	国語	給食	国語	理科	英語	社会	社会	数学	学活・課外

昼間部
 夜間部
 交流・合同

- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学に在籍させる場合、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請をする必要があるほか、
 - 学校見学を実施するなどして、夜間中学に対する保護者や本人の理解を十分に得ること
 - 教員やスクールカウンセラーを配置するなどして、不登校生徒の多様な実態に配慮した受け入れ体制を構築すること
 - 受け入れる時間帯を調整するなどして、生徒の安全を確保することなどの配慮が必要となります。
- また、夜間中学を併設する不登校特例校への転学の手続きを行うかどうかについては、本人の希望を尊重した上で、個々の不登校生徒の状況に応じて求められる支援の内容（集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等）やその期間を踏まえて判断する必要があります。
- なお、実際に、夕方から授業を開始する夜間中学において不登校となっている学齢生徒を受け入れる際、学校や地域の実情に応じて、安全な登下校方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間などに関して警察と情報を共有しておくなどの安全確保策を講じる必要があります。

4. 外国籍の者

- 国際人権規約においては、「種々の形態の中等教育は、すべての適当な方法により（中略）一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」とされており、これらを踏まえ、外国籍の者についても、日本国籍の者と同様に夜間中学における教育機会を確保することが求められます。
- 我が国の在留外国人数については、令和4年6月末現在で約296万人となっており、外国人児童生徒等も増加傾向にあります（公立学校に在籍する外国人児童生徒は、学校基本調査（令和4年5月現在）によると約11.9万人）。
- このような中、在留外国人の中で、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者が、夜間中学の教科指導や外国人児童生徒等教育（※）等を通じて、我が国の社会に円滑に適応することや、必要な知識・技能等を習得することは、本人の社会的・経済的自立につながるとともに、我が国の社会の安定・発展にとって大きな意義があると考えられます。

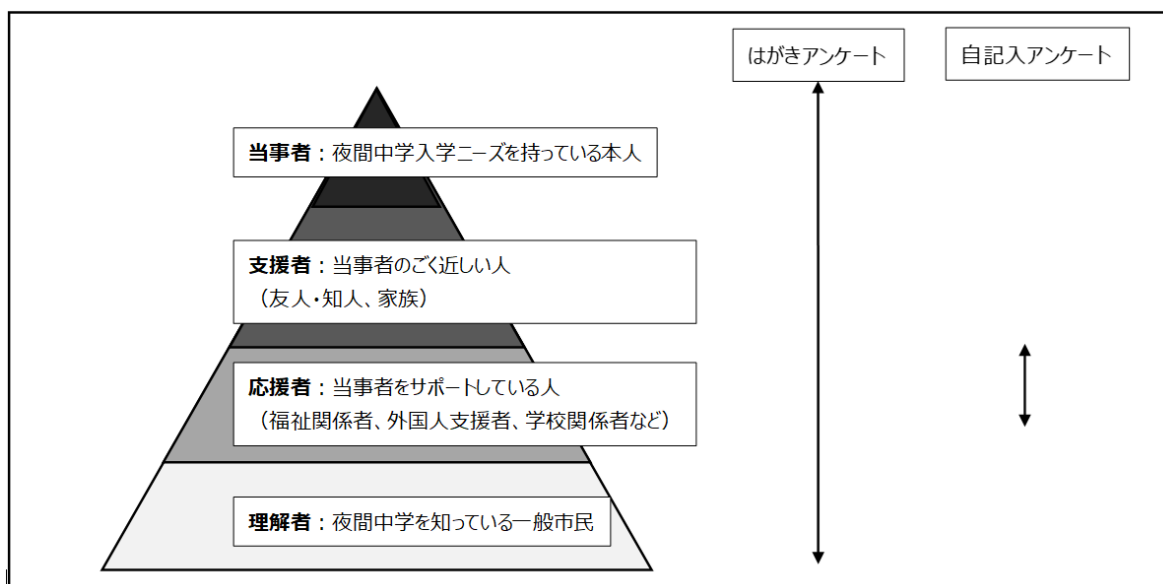
（※）外国人児童生徒等教育とは、単に日本語指導を行うだけではなく、児童生徒の文化的背景を踏まえた学校生活への適応や学力保障の観点から、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導を含む教育を指す。

5. その他

- 義務教育未修了者等への学習を、ボランティア等により自主的に行っている、いわゆる自主夜間中学や識字講座等が、令和4年度調査によると、全国に590（都道府県・指定都市が域内で把握している数）あります。
- 自主夜間中学や識字講座等で学んでいる者の中には、夜間中学で学ぶことを希望する者が一定数存在すると考えられます。

ニーズの把握

- 以上のように、夜間中学には多様なニーズが想定され、今後、各市町村の未就学者等の数を踏まえつつ、これらのニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが期待されます。
- なお、潜在的入学希望者が複数の地域にすることが想定され、ある自治体が単独でニーズ把握することが困難な場合は、複数の自治体で共同して調査することが望まれます。この際も、法律15条に基づく協議会を活用して、都道府県が主導し、関係者が実施に向けて検討することが考えられます。
- 文部科学省においては、これまで複数の地方公共団体等を対象に、夜間中学の設置に係るニーズ把握方法等についての調査研究を行ってきました。また、これらの成果を踏まえて民間の調査会社に効果的なニーズ把握の方法等について専門的な調査を委託したところです。
- これらの調査結果も踏まえ、各自治体において夜間中学の設置等を検討するに当たって行うニーズの把握としては以下の方法が有効と考えられます。
- まず、具体的なニーズを保有または把握していると想定されるのは、潜在的入学希望者（当事者）のみならず、その家族や友人（支援者）、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者（応援者）などが考えられることから、こうした方々に効果的にアンケートすることが重要です。例えば、多くの方々に行きわたるはがきによるアンケートに加えて、潜在的入学希望者と接点があると考えられる福祉関係者・外国人支援者等に個別記入アンケートやヒアリングを実施することが考えられます。以下、それぞれの方法について詳述します。



【はがきアンケート調査】

（内容）

- 夜間中学への入学意向・理由、夜間中学を知らせたい人の有無などを聞く。聞き方としては、潜在的入学希望者、その家族や友人、一般市民それぞれの立場で回答しやすい内容とする。また、ニーズの有無など基本的な情報収集に限定し、複雑な質問を避ける。
- 潜在的入学希望者が回答しやすいよう、漢字にルビを振ったり、多言語で作成することが望ましい。
- 個人情報の取得は必ずしも必要ないことから、匿名回答を認める。（はがきの見本はp 21～22のとおり）

（設置場所・配布方法）

- 多くの方の目に触れるよう、アンケートの設置・配布や周知の場として以下の場を活用することが望まれる。
 - 自治体関係（役所、自治体広報誌、町内会回覧、市町村HP・SNS、学校HP 等）
 - 公共施設（市町村役場、図書館・公民館等の社会教育施設、保健所／保健センター 等）
 - 学習支援施設（日本語教室、生涯学習センター、識字教室、自主夜間中学 等）
 - 就労支援施設（ハローワーク、就業支援施設 等）
 - 国際交流施設（外国人支援センター、国際交流センター、国際友好協会 等）
 - 福祉関係施設（福祉事務所 等）
 - 交通機関（駅、電車、バス 等）
 - 医療・介護施設（病院、薬局 等）
 - その他（郵便局、コンビニ 等）
- さらに、同内容についてはがきアンケート調査だけでなくインターネット調査も実施するとより多くの回答を得ることができる。
- 夜間中学の認知度が低いことも考えられ、はがきアンケートの設置・配布に際しては夜間中学について説明するチラシの設置やポスター掲示が必要である。
- 1～2か月間にわたり、上記設置場所にはがきアンケートを設置・配布し、配布終了後、1か月程度でアンケートの回答を受け付けるのが望ましい。年間を通じてアンケートを設置・配布する場合は、3か月ごとに回答結果を集計するなど適切なタイミングで回答結果を集計する。

【個別記入アンケート調査（潜在的入学希望者の支援者等向け）】

- 潜在的入学希望者を直接的にサポートしていると考えられる福祉、外国人支援関係機関の職員等に、夜間中学を勧めるべき対象者の有無やその属性等について尋ねるものである。潜在的なニーズを具体的に把握する上では非常に有効と考えられる。
- 調査を行うに当たっては、対象とする機関に公式に協力要請することが望ましい。また、民生委員等の個人で活動される方には郵送等で依頼する。その際、夜間中学の説明やアンケートの趣旨についての説明も必要である。
- 調査項目は、はがきアンケート調査とほぼ同様であるが、特に個人情報の取扱いに留意する必要がある。
- 有効な回答が得られた場合、回答者から追加でヒアリング調査を行うことも考えられる。（個別記入アンケートの見本はp 23～24のとおり）

【はがきアンケートサンプル】

やかんちゅうがく み こた
夜間中学のチラシを見て、アンケートに教えてください

※夜間中学入学該当者のため一部の質問にルビを振っていますが、一般県民の方向けの質問も多くあります。是非質問 1 から順にお答えください。

しつもん やかんちゅうがく し おも ひと
質問 1 夜間中学のことを知らせたいと思う人があなたのまわりにいますか。
やかんちゅうがく まな おも
または、あなたは夜間中学で学んでみたいと思いますか。(いくつでも○)

- みちか
1. 身近にいる
おも ひと ばしょ だんたい しょくば
2. 思いつく人がいる／場所(団体、職場など)がある
ぐたいてき ひと だんたい
(具体的にどのような人や団体ですか：)
じぶん まな
3. 自分が学んでみたい
じぶん まな おも
4. まわりにもいないし、自分も学びたいとは思わない

しつもん しつもん かた ひと し
質問 2 (質問 1 で 1, 2, 3 いずれかに○をつけた方に) その人に知らせたい、
まな りゅう おし
またはあなたが学びたい理由を教えてください。(いくつでも○)

- ちゅうがっこう そつぎょう
1. 中学校を卒業していないから
そつぎょう いちどまな なお まな なお
2. 卒業したが、もう一度学び直したいから(学び直してほしいから)
がいこくじんちゅうがっこうちしき ぎのう まな まな
3. 外国人で中学校の知識や技能などを学びたいから(学んでほしいから)

質問 3 (質問 1 で「1.身近にいる」「2.思いつく人がいる／場所がある」と答えた方に)
その人(たち)とあなたの関係を教えてください。(いくつでも○)

1. 家族・親族(具体的に：)
2. 友人・知人
3. 仕事やボランティアで知っている人(具体的に：)
4. 間接的に見聞きました
5. その他(具体的に：)

うらめん しつもん こた
裏面の質問にも教えてください

郵便はがき

料金受取人
払い

□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

(受取人)

〇〇県〇〇市〇〇町 1 - 2 - 3

〇〇県庁

夜間中学アンケート係行

質問4 しつもん ぜんいんかた おし (全員の方に) あなたのことを教えてください。

ねんれい だい だい だい だい だい さいいじょう
年齢： 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60才以上

せいべつ だんせい じょせい ほか こた
性別： 1. 男性 2. 女性 3. その他/答えたくない

す しちょうそん しちょうそん
お住まいの市町村： () 市・町・村

質問5 しつもん しょくぎょう かつどう 職業または関わっている活動。(ひとつだけ○)

- ふくし きょういくしゃかいてきじゃくしゃしえん ぐたいてき
1. 福祉、教育、社会的弱者支援 (具体的に：)
- がいこくじんしえん ぐたいてき
2. 外国人支援 (具体的に：)
- た ぐたいてき
3. その他 (具体的に：)

やかんちゅうがく しつもん と あ
夜間中学についての質問・問い合わせは

けんちょう でんわ
〇〇県庁〇〇〇 (電話： 0 XX-XXX-XXX)

管理番号

□

【個別記入アンケートサンプル】

夜間中学についてのアンケート

管理番号

※福祉関係者、外国人支援者、学校関係者、自治体関係者など夜間中学の入学候補者が近くにいる可能性のある方にアンケートをお願いしています。是非ご協力ください。

※夜間中学のチラシを見て、アンケートにお答えください。

質問1 あなたのまわりに夜間中学のことを知らせたいと思う人がいますか（いくつでも○）

1. 身近にいる
2. 思いつく人がいる／場所（団体、職場など）がある
3. いない（質問3へお進みください）

質問2（質問1で「身近にいる」「思いつく場所（団体、職場など）がある」と答えた方に）その人（たち）について教えてください。

（1）その人（たち）に夜間中学のことを知らせたい理由（いくつでも○）

1. 戦中戦後の時期に中学校を卒業していないから
2. 中学校は卒業したが、不登校や家庭の事情で中学校にあまり通っていないから
3. 外国人で中学校の知識や技能などを身につけてほしいから

（2）その人（たち）は何かの団体・職場に所属していますか。（ひとつだけ○）所属している場合、具体的にご記入ください。

1. 所属している組織・職場などがある（具体的に： _____）
2. 特に所属している組織・団体はない

（3）その人（たち）の年齢（いくつでも○）

1. 10代
2. 20代
3. 30代
4. 40代
5. 50代
6. 60才以上

（4）夜間中学を知らせたい人（たち）は全部で何人くらいいますか。（ひとつだけ○）

1. 1人
2. 2～3人
3. 4～5人
4. 6～9人
5. 10～19人
6. 20人以上

質問3 職業または関わっている活動をお答えください。（主なものひとつだけ○）

1. 学校関係者（小中高教員など）
2. 福祉関係者（民生委員、保護司など）
3. 外国人支援関係者（国際交流センターなど）
3. 外国人を雇用している企業関係者
4. 学習支援関係者（識字教室など）
6. 公共施設職員（図書館、公民館など）
7. 公務員
8. 医療・介護施設職員
9. その他社会的弱者支援に従事している
10. いずれも該当しない



（1～9に回答された方に）
具体的にお答えください

裏面の質問にもお答えください

質問4 あなたのことを教えてください（それぞれひとつに○）

年齢： 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60才以上

性別： 1. 男性 2. 女性 3. その他／答えたくない

質問5 夜間中学についてのご意見を自由にご記入ください。どのようなことでも結構です。

夜間中学についての質問・問い合わせは
〇〇県庁〇〇〇（電話：0XX-XXX-XXX）

広報、相談体制の充実・整備等

- 国及び地方公共団体は、法律等に基づき、夜間中学についての広報活動や人材の確保、相談体制の充実・整備等に取り組むよう努める必要があります。
- そもそも夜間中学の存在自体が、（潜在的）入学希望者に伝わっていないことも考えられます。このため、夜間中学についての広報や情報提供を積極的に行うことが重要ですが、その際には、読み書きが不自由な方がいることを想定して、地方公共団体の広報誌などの活字媒体にはルビを振る、外国語を用いるなどの工夫を図るとともに、目や耳に訴えかけるテレビやラジオの番組などを活用することも大切です。
- 文部科学省が民間の調査会社に委託して調査した結果によると、実際に夜間中学に通っている生徒が夜間中学を知ったきっかけとして、「誰かに聞いた」という回答が最も多く、聞いた相手としては「友人・知人」が大きな割合を占めていることがわかりました。このことから、（潜在的）入学希望者に夜間中学の存在を直接伝えるだけでなく、（潜在的）入学希望者の周辺にいる家族や友人、支援者などに夜間中学を知ってもらう広報活動を展開することも、有効です。
- また、夜間中学の生徒募集に有効と考えられる方法としては、上述したようなマスメディアの活用のほか、以下のような場所において、夜間中学について説明するチラシの設置やポスターの掲示を通じて、認知度を高めることが有効です。
 - 自治体関係（役所、自治体広報誌、町内会回覧、市町村HP・SNS、学校HP等）
 - 公共施設（市町村役場、図書館・公民館等の社会教育施設、保健所／保健センター等）
 - 学習支援施設（日本語教室、生涯学習センター、識字教室、自主夜間中学等）
 - 就労支援施設（ハローワーク、就業支援施設等）
 - 国際交流施設（外国人支援センター、国際交流センター、国際友好協会等）
 - 福祉関係施設（福祉事務所等）
 - 交通機関（駅、電車、バス等）
 - 医療・介護施設（病院、薬局等）
 - その他（郵便局、コンビニ等）
- さらに、地方公共団体においては、域内の夜間中学等に係る情報を積極的に収集し、個人からの問い合わせや相談があった場合、夜間中学等の窓口を適時適切に案内できるようにするなど、相談体制の整備が求められます。その際も、法律15条に基づく協議会等を通じて、都道府県と市町村や自主夜間中学等と連携していくことが有効です。
- こうした広報活動等を支援するため、文部科学省ウェブサイト「夜間中学の設置促進・充実について」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm）に、「広報資料」のタブを設け、夜間中学を周知するためのポスター、フライヤー、パンフレットのデータを掲載しています（関連資料9～11）。また、夜間中学についての政府インターネットテレビの紹介もしています。夜間中学についての広報や相談に応じる際に、是非御活用ください。

IV. 設置・運営上の工夫等

- 夜間中学については、地域や児童生徒の状況に応じて、様々な設置・運営上の工夫を行うことが考えられます。ここでは、こういった設置・運営上の工夫等について紹介します。

設置者

- 現在、設置されている夜間中学は市区立の中学校が多いですが、域内のニーズの状況によっては都道府県立の夜間中学を設置することにより、広域に存在する入学希望者を受け入れることも考えられます。
- 都道府県において夜間中学を設置する場合、例えば、定時制高校等と夜間中学の併設型中高一貫校として開設することなども考えられます。この場合、中学と高等学校の教職員に兼務発令し、高校の教員がその専門性を活かし、夜間中学で授業を行うなどの工夫も有効です。

設置場所

- 現在、多くの夜間中学は、昼間に授業が行われている校舎（以下「昼間部校舎」という。）と同じ校舎の中に、二部授業を行う学級⁴として置かれています。
- また、交通の利便性の観点や過去の経緯等から、昼間部校舎と異なる場所に設置する例もあります。
- 今後、夜間中学を設置するに当たっては、以下のような場所に設置することが考えられます。
 - 小中学校の現在使われていない教室や昼間のみ使われている教室
 - 高等学校の現在使われていない教室や昼間のみ使われている教室
→ 高等学校としては、都道府県立高校、市町村立高校いずれも想定されます。校舎の使用時間がある程度共通することを踏まえ、定時制高校内の利用可能な教室を活用することも考えられます。
 - 教育センターや生涯学習施設、教育支援センターなどの教室
→ 前提として、中学校の設置基準を満たす必要があります。
（※なお、教育上・安全上支障がない場合は、近隣にある他の学校等の運動場などを使用することで、設置基準を満たせる場合もあり得ます。）

⁴ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

第二十五条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
一～四 （略）
五 二部授業を行おうとするとき。

- なお、施設の改修等については、国庫補助の対象になりえます。
(※夜間中学についても、昼間の中学校と同様に、新築・増築等を行う際、その費用の一部を国庫負担又は補助することとしています。)

建物の新築又は増築を行う場合

夜間中学の学級数（既存の中学校に併設する場合には、当該既存校の学級数とは別に算定可能）に応ずる必要面積を上限として、国庫補助（公立学校施設整備費負担金）の対象となる。

教育センターや高校の施設^(※)等の一部を改修する場合

{※} 負担金、交付金の対象外の施設

①各地方公共団体の学校設置条例により、夜間中学の設置日を国庫補助金の交付決定日より前に定めた上で、②夜間中学として使用される予定の部分が、当該夜間中学が保有する面積としてあらかじめ整理されている場合は、国庫補助（学校施設環境改善交付金）の対象となる。

徳島県立しらすぎ中学校の例（高校の施設の一部を改修した事例）

令和2年3月：県の学校設置条例を改正

令和2年6月1日：学校設置日

令和2年6月1日：学校施設環境改善交付金（大規模改造（老朽、障害児等対策）事業）の交付決定

令和3年4月：開校

教職員の配置・研修等

- 教職員の配置の取扱いについては、以下のとおりです。

（市町村立の場合）

- 夜間中学を市町村が設置した場合には、通常の小中学校と同様に、義務標準法に基づき学級編制及び教職員定数の算定が行われることとなります。また、市町村立学校職員給与負担法に基づき都道府県が教職員給与等を負担（指定都市立の場合には指定都市が負担）するとともに、義務教育費国庫負担法に基づき都道府県（指定都市）負担の1/3を国が負担することとなります。

（都道府県立の場合）

- 平成29年3月に、義務教育費国庫負担法が改正され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられました（関連資料12）。本改正により、市町村立の夜間中学に加え、都道府県立の夜間中学の設置が促進されることが期待されます。

（分校として設置する場合）

- 夜間中学については、昼間部の学校からある程度の組織的な独立性があり、地域の実情によって分校として設置することも考えられますが、その場合には義務標準法による定数の算定で分校に係る規定を適用することとなります。
- 夜間中学には、高齢者や外国籍、不登校を経験しているなど様々な背景の生徒が入学してくることから、義務教育を受ける機会を実質的に保障するためには、十分な指導体制を整えることが重要です。このため、既に夜間中学が設置されている自治体においては、夜間中学に通う多様な生徒の実情等に対応するため、学習指導等にあたる教員以外にも、夜間中学専任の教頭や養護教諭を配置するなどして、生徒が安心して学べる教育環境の整備に努めているところです。また、都道府県・指定都市においては、外国人児童生徒等教育に係る経験や専門性を考慮した採用選考を実施することで、必要な人材の確保に努めることも有効です。

- なお、文部科学省では、外国人生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、生徒の受入れ促進や日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援するための「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を実施しています。設置自治体がこの事業を活用することにより、母語が分かる支援員や日本語指導補助者を配置することも可能です。
- 教職員の研修については、独立行政法人教職員支援機構が、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施し、外国人児童生徒教育に携わる教員や管理職等及び指導主事を対象として、指導者養成を行っています。

教育課程・指導上の工夫

- 夜間中学においては、例えば、右のような時間割により、平日の夕方から夜にかけて毎日4時間程度の授業が行われています。

学活	17:25
1校時	17:30~18:10
給食	18:10~18:40
2校時	18:40~19:20
3校時	19:25~20:05
4校時	20:10~20:50
終学活	20:50~

- それぞれ夜間中学の対象となる者の学習歴や国籍などが異なることから、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していく必要があります。
- 具体的には、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれます。特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材を工夫すること等が重要です（関連資料13）。
- 夜間中学も、「中学校」である以上、修業年限は3年（学校教育法第47条）、教育課程に関する事項は、文部科学大臣が定めることとされています（同法第48条）。中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとするとしてされており（学校教育法施行規則第72条）、各学年における各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数には標準が定められ（同規則第73条）、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとされています（同規則第74条）。

（学齢経過者の「特別の教育課程」の活用）

- しかし、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することが困難な場合も考えられ、限られた時間で義務教育の目的・目標を達成するために必要な教育を行う上では、既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われている場合はこの部分について改めて指導しなくてもよい場合があります。

- このようなことから、文部科学省においては、夜間中学に通う学齢を経過した生徒に対して、その年齢、学習歴、経験又は勤労の状況等に応じた特別の指導を行う必要がある場合に、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、学校長がその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備しました（学校教育法施行規則第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5、学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号））（関連資料14—1、14—2）。
- この特別の教育課程を用いて、例えば、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことも可能です。

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- この特別の教育課程については、学習指導要領を踏まえつつ、
 - ① 各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって、編成するものすること。
 - ② 中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
 - ③ その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとする。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第21条に規定）を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。

- この制度を活用し、中学校段階において小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う場合、生徒は小学校用教科書も同時に無償給与を受けることができます。

（「特別の教育課程」による日本語指導）

- 平成26年には、国際化の進展等に伴い、我が国の義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ（関連資料15）、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備しました（学校教育法施行規則第56条の2、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の3、学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号））。

- 夜間中学においても、この制度を活用することは可能です。年間10単位時間から280単位時間までを標準としています。標準時数を定めているのは、「特別の教育課程」による日本語指導の対象となる児童生徒が、将来的に全ての授業を在籍学級で履修することを目的としていることを踏まえ、在籍学級での学習への円滑な接続を考慮すると、総授業時数の大半を「特別の教育課程」で代替することは望ましくないと考えられるためです。
- 年間280単位時間は週当たり8時間が目安となりますが、児童生徒の実態を踏まえた弾力的な運用が可能です。例えば来日直後など一定期間に集中して授業を行うことは有効です。また、児童生徒の理解が進むにつれて週当たりの授業時数を徐々に減らすことが望ましいと考えられます。なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合は、年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではありません。
- また、夜間中学は、学校として各教科等の指導を行うものであり、生徒の状況に応じて重点的に日本語指導を行う期間を設けるなど必要な日本語指導は行いつつも、例えば専ら日本語の習得を目的としている語学学校等のように捉えて利用するなど、夜間中学の目的と合致しないことにならないよう、必要に応じその旨を丁寧に説明することが必要です。

(遠隔教育特例校制度の活用)

- 地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められる場合、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる遠隔教育特例校制度を活用することも可能です（学校教育法施行規則第77条の2、第79条の8第2項、第113条第2項及び第135条第4項、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件（令和元年文部科学省告示第56号））。

市町村間の経費負担の工夫

- 法律第14条の趣旨を踏まえると、就学機会の提供を望む学齢経過者に対して夜間中学未設置の市町村は、通学可能な夜間中学を設置する他の市町村に当該学齢経過者の受入れを要請するとともに、当該夜間中学の設置・運営に係る経費を一部負担することが考えられます。
- そもそも、公立中学校の運営費については、夜間中学であるかどうかにかかわらず、毎年度、設置する市町村に対して地方交付税によりその財源措置が講じられており、その算定に当たっては、当該市町村の設置する公立中学校の生徒数、学級数、学校数をそれぞれ測定単位としているところです。
- したがって、地方交付税の算定対象とならない費用などについて、関係市町村間で十分な協議を重ねた上で経費を応分に負担することが考えられます。

- なお、設置市以外の市町村から夜間中学に生徒が通う場合に、市町村間で次のような経費負担を行っている例もあります。また、この経費の算出の仕方は設置者ごとに様々です。

奈良市においては、県内の他市町村（「A市」）在住者が、奈良市立の夜間中学への入学を希望した場合、奈良市とA市の間で覚書を結び、年度末に次のような経費負担をA市に対して求めています。

- 夜間中学の運営並びに生徒の就学に必要な経費
(例) 生徒の扶助費（通学費，特別活動費）

覚 書

奈良県〇〇〇に居住する者が、奈良市立春日中学校夜間学級(以下「夜間学級」という。)に入学することに関し、奈良市教育委員会(以下「甲」という。)と奈良県〇〇〇教育委員会(以下「乙」という。)とは、下記の事項を相互に確認の上、この覚書を履行することを誓約し、交換する。

記

- 1 乙は、乙の行政区域内に住所を有する者で、夜間学級に入学を希望する者が、甲に入学許可の申請をするときは、これに乙の副申を添付するものとする。
- 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の副申を添付した入学許可の申請があったときは、これを審査し、必要と認めるときは、入学を許可し、その旨乙に通知する。
- 3 乙は、甲からの入学の許可の通知を受けた場合は、夜間学級の運営並びに生徒の就学に必要な経費を教育負担金として、負担するものとする。
- 4 前項の教育負担金の額は、毎年度甲・乙協議の上、決定するものとする。
- 5 この覚書の履行に関する事項については、協定書を締結の上処理するものとする。
- 6 この覚書の変更については、甲・乙協議の上、変更できるものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

奈良市教育委員会

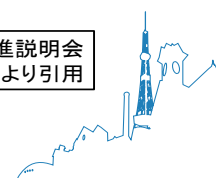
乙

〇 〇 〇 教育委員会

設置までのスケジュール例

- 夜間中学設置までの道のりや準備体制は、設置者ごとに様々です。
- 文部科学省では令和2年度より、夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査の実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費について、補助事業により支援することとしています。
- こうした支援も活用し、計画的に設置準備を進める必要があります。

令和4年度夜間中学設置促進説明会
札幌市教育委員会説明資料より引用



II 開校までの主な取組、予算、準備体制

令和元年度にやったこと(開校3年前)

- 夜間中学の勉強&自主夜間中学との関係性の改善
- 開設候補地の選定(最終的に場所が決まったのは翌年)
- 対象者アンケート

体制	予算
基本事務係長1人 年度の後半に相談できる指導主事が 1人いた	3,000千円 主にアンケート費用と視察費用

令和2年度にやったこと(開校2年前)

- 学識経験者・有識者によるあり方検討委員会の開催(~7月)
- 基本計画案の作成→市長部局との調整→パブコメ→計画策定
- 教育内容検討に向けた現場教員を入れたプロジェクト開始
- 次年度の初度調弁に向けた積算(4月から開始)
- 他市町村受け入れに係る各種調整

体制	予算
事務係長1人、教員係長1	2,000千円 在り方検討委員会や出張旅費、プロジェクト実施に 係る後補充時間講師

令和3年度にやったこと(開校前年)

- 他市町村受け入れに係る最終調整、覚書の締結(~6月)
- 学校説明会開催→生徒募集(9月下旬から12月下旬まで募集)
- 校章・校歌の決定
- 膨大な備品・消耗品の購入
- その他開校に向けた詳細整理

体制	予算
教員課長1、教員係長2 学校事務1、事務係長1	46,000千円 施設改修費や消耗品、備品購入費で40,000千円強

2 設置に向けて（「県立」夜間中学の設置）

□H27年度 中学校夜間学級調査研究事業【文部科学省事業】

「中学校夜間学級協議会」設置（市町村教委・中学校長会・県教委）「ニーズ調査」を実施

ニーズ調査の回収（約370名）

- ・不登校経験者 ⇒ 120名
- ・外国籍の者 ⇒ 25名
- ・義務教育未修了者 ⇒ 17名

ニーズの
確認

<参考：徳島県の状況>

- ・義務教育未修了者 1,425名 《H22年国勢調査》
- ・中学校不登校の者 641名 《H30年度》
- ・外国人労働者 4,389名 《H30年度》

教育の機会を確保するため夜間中学の設置が必要

□「中学校夜間学級協議会」で

本県の実情にあった夜間中学にするために、作業部会を『市町村立』と『県立』で設置して検討。

県立での夜間中学設置をめざす

□H31年3月 夜間中学の設置に向けた基本方針策定

- ①県が主体となり、**全国初**となる**県立夜間中学**を設置する
- ②2021年4月を目途に開校する
- ③「徳島県立徳島中央高等学校」に併設する

学校全体を
「学び直しの拠点」へ

2 設置に向けて（設置・充実に向けた国の事業の活用）

<委託調査>

年度	委託確定額	事業名
平成27年度	564,677円	平成27年度「中学校夜間学級の充実改善等への取組事業」
平成28年度	590,488円	平成27年度補正予算委託事業「中学校夜間学級の設置促進事業」
平成30年度	594,238円	平成30年度「夜間中学の設置促進・充実事業」
令和元年度	1,834,067円	平成31年度「夜間中学の設置促進・充実事業」

<補助金>

年度	全体	うち補助1/3	事業名
令和2年度	1,266,884円	422,000円	令和2年度教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）
令和3年度	1,067,341円	320,000円	令和3年度教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）
令和4年度（予算）	2,499,751円	833,000円	令和4年度教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）

ニーズ調査

協議会等
運営

県外視察

研修用
資料

開校準備

シンポジウム
説明会の開催

広報活動

2 設置に向けて（「学び直し」「新たな学び」の拠点）

通学の利便性

JR佐古駅から1.5km
徒歩約20分



定時制・通信制の
学びのノウハウ活用

徳島県立徳島中央高等学校敷地内
(定時制：夜間部・昼間部 通信制)

リタイアインフラ
(産業教育実習棟)
の有効活用

工期短縮

経費縮減

多様な学びに
対応する
教育環境の整備

■徳島中央高校産業教育実習棟改修工事

構造：鉄筋コンクリート2階建て
規模：延べ床面積 1,180㎡

快適学習環境
多機能付加

- ・内外装リニューアル
普通教室，技術美術室，保健室，生徒相談室
進路相談室，多目的ルーム ほか
- ・トイレのバリアフリー化

■体育館冷暖房整備

- ・災害時の避難所機能

■教室関連備品等整備

- ・1人1台端末，電子黒板
Wi-Fi環境整備

GIGAスクール
構想

■徳島中央高校との連携・交流

- ・生徒会活動や学校行事での連携・交流

併設の特性を生かした
学校間連携

V. 夜間中学の事例

ここでは、法律後に設置された学校等から4校を紹介していません。教育課程や指導上の工夫等、設置検討の参考としてください。

徳島県立しらさぎ中学校（徳島県）【単独校】

開校日 令和3年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 34名

年齢層	16～19歳：7人		20代：3人		30代：6人	
	40代：3人		50代：3人		60歳以上：12人	
男女比	男性	16人 (47.1%)	女性	18人 (52.9%)		
居住地	徳島市	15人 (44.1%)	他市・他県	19人 (55.9%)		
国籍	日本国籍	23人 (67.6%)	外国籍	11人 (32.4%)		



入学要件 入学することができる人は、次の要件を全て満たしている人

- ①学齢年齢をこえている人 ②小中学校を卒業していない人、または、義務教育の学び直しを希望する人
③原則として徳島県に住んでいるか、徳島県で働いている人（国籍は問いません）

一人でも多くの「学び」の実現に向け、広報・周知活動を重視し、各団体（各地区の民生委員定例会、県労働者福祉協議会、県老人クラブ連合会、県人権教育研究協議会等）を訪問し説明

教育課程・指導上の工夫

- ・県が主体となり設置した、**全国初**となる**県立夜間中学校（単独校）**
- ・個々のニーズや学力に応じた指導（少人数指導・個別指導・補充学習）
- ・日本語指導を充実した「ベーシックコース」の創設
- ・あわ文化・伝統を体系的に学習（美術・技術「遊山箱づくり」「藍染め」、学校行事「歩き遍路」等）

設置費・運営費

令和2年度建設費・新設準備費（決算額）：203,387,000円（うち学校施設環境改善交付金：32,155,000円、教育支援体制整備事業費補助金（決算額）：1,266,000円（うち補助額：422,000円）
令和3年度運営費（当初予算）：6,868,000円、教育支援体制整備事業費補助金（予算額）：2,499,000円（うち補助予算額：833,000円）

松戸市立第一中学校（千葉県）【分校】

開校日 平成31年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 22名

年齢層	16～19歳：13人		20代：2人		30代：0人	
	40代：1人		50代：3人		60歳以上：3人	
男女比	男性	7人 (31.8%)	女性	15人 (68.2%)		
居住地	松戸市	19人 (86.4%)	他市・他県	3人 (13.6%)		
国籍	日本国籍	13人 (59.1%)	外国籍	9人 (40.9%)		



入学要件 入学することができる人は、次の要件を全て満たしている人

- ①義務教育の年齢（満15歳）を超えた方 ②原則として松戸市内に住民票がある方（市外（千葉県内）の方は要相談） ③中学校を卒業していない方、または、卒業していても不登校等の理由により学び直しを希望する方 ④みらい分校の生活に支障のない方

教育課程 これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

コース分けの例	Bコース	中学1年生程度の内容を学びます。必要に応じて小学校の内容も学びます。
	Mコース	中学2年生程度の内容を学びます。中学1年の復習をしながら、中学2年の内容を学びます。
	Cコース	中学3年生程度の内容を学びます。中学1・2年の復習をしながら、中学3年の内容を学びます。
	Sコース	授業で使う日本語に不安がある方が対象です。国語、理科、社会の代わりに日本語指導を受けます。日本語が分かるようになったら1～3のコースにうつります。

※コース名（B：ベーシック M：ミドル C：チャレンジ S：スタート）

設置費・運営費

平成30年度建設費・新設準備費：58,386,000円
令和3年度運営費（市当初予算（消耗品費、備品費、役員費等））：3,502,000円（うち教育支援体制事業費補助金：960,000円）
松戸市の実質負担額：約2,542,000円/年

常総市立水海道中学校（茨城県）【夜間学級として設置】

開校日 令和2年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 28名

年齢層	16～19歳：14人		20代：3人		30代：3人	
	40代：4人		50代：3人		60歳以上：1人	
男女比	男性	13人 (46.4%)	女性	15人 (53.6%)		
居住地	常総市	12人 (42.9%)	他市・他県	16人 (57.1%)		
国籍	日本国籍	7人 (25.0%)	外国籍	21人 (75.0%)		



入学要件 原則として茨城県内に住民票があり（県外からの在勤者は要相談）、16歳以上で、以下のどれかに当てはまる人

①中学校を卒業していない人 ②義務教育の学び直しを希望する人 ③在留資格のある外国人

教育課程 これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

コース分けの例	Aコース	日本語の基礎を身につけることを中心としたコース（3～6カ月程度を目安にBコースに移ることを目標にする）
	Bコース	日本語の基礎が身につけており、教科の学習を行うが、引き続き日本語の補充も行うコース
	Cコース	念入りな復習等、個別の対応を重点的に行うコース
	Dコース	中学校の教科の内容を学習するコース
	Eコース	3年間かけてゆっくりとしたペースで学習するコース

設置費・運営費

令和3年度運営費（市当初予算（消耗品費、備品費、役務費等））：3,726,000円（うち教育支援体制事業費補助金：1,226,000円）
 応分負担による他市負担額：約1,322,000円（概算額） 常総市の実質負担額：約 1,178,000円/年

京都市立洛友中学校（京都府）【夜間学級として設置】 （不登校特例校併設）

開校日 平成19年4月1日（旧都文中学校を引継ぎ、新たに開校）

(令和3年5月時点)

生徒数 27名

年齢層	16～19歳：5人		20代：3人		30代：0人	
	40代：3人		50代：4人		60歳以上：12人	
男女比	男性	8人 (29.6%)	女性	19人 (70.4%)		
居住地	京都市	25人 (92.6%)	他市	2人 (7.4%)		
国籍	日本国籍	8人 (29.6%)	外国籍	19人 (70.4%)		



入学要件 次のすべてにあてはまる人

①16歳以上の人 ②中学校を卒業していない人または、中学校は卒業したが実質的に十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した人で、義務教育の学び直しを希望する人
 ③京都市内に住んでいる人、京都市内で働いている人 ④3年間学校に通える人

教育課程・指導上の工夫

- ・昼間部は不登校特例校に指定されており、夜間部生徒との交流学習の時間を設定
- ・火・木の5・6校時は昼間部・夜間部合同授業を実施
- ・性別・母語・年齢・形式卒業等を配慮したクラス編成
- ・学力的に多様化した、幅広い生徒層が在籍しているため、学年混在の学級編成を行い、各学級に学級担任を置く
- ・国語は、母語・日本語の習熟を配慮した4クラス編成、社会・理科・英語は日本語の習熟に合わせたクラス編成 等

VI. 関連資料

(関連資料 1)	
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (平成 28 年法律第 105 号)	38
(関連資料 2)	
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 (平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省)	44
(関連資料 3)	
夜間中学の設置促進等に係る政府方針等	49
(関連資料 4)	
「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について (依頼)」 (令和 4 年 6 月 1 日付事務連絡)	53
(関連資料 5)	
市町村別の「未就学者」及び「最終卒業学校が小学校の者」の数 (令和 2 年国勢調査)	54
(関連資料 6)	
「義務教育修了者が中学校夜間学級へ再入学を希望した場合の対応に関する考え方について (通知)」 (平成 27 年 7 月 30 日付初等中等教育企画課長)	64
(関連資料 7)	
不登校の児童生徒数	66
(関連資料 8)	
「不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)」 (令和元年 10 月 25 日付初等中等教育局長)	67
(関連資料 9)	
広報ポスター	73
(関連資料 10)	
広報フライヤー	74
(関連資料 11)	
夜間中学設置応援資料	74
(関連資料 12)	
義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の 学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (概要)	75
(関連資料 13)	
中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 (抜粋)	76
(関連資料 14-1)	
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)」 (平成 29 年 3 月 31 日付初等中等教育局長)	78
(関連資料 14-2)	
学校教育法施行規則の一部を改正する省令等 (概要)	80
(関連資料 15)	
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数	81

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (概要)

I. 総則 (第 1 条～第 6 条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針 (第 7 条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等 (第 8 条～第 13 条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等 (第 14 条・第 15 条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策 (第 16 条～第 20 条)

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

VI. その他

- 1 公布日から 2 月後に施行 (IV. は、公布日から施行)
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後 3 年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

【条文】

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本指針（第七条）
- 第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第八条—第十三条）
- 第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第十四条・第十五条）
- 第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策（第十六条—第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
 - 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
 - 三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。
 - 四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

（基本理念）

- 第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
 - 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
 - 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
 - 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
 - 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項

二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

（学校における取組への支援）

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（支援の状況等に係る情報の共有の促進等）

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

（特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等）

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学習支援を行う教育施設の整備等）

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握）

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

（学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

（就学の機会の提供等）

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（協議会）

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並

びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

（調査研究等）

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

（国民の理解の増進）

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（教材の提供その他の学習の支援）

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

(平成28年11月18日 衆議院文部科学委員会)

- 一 本法に定める不登校児童生徒に対する支援に当たっては、全ての児童生徒に教育を受ける権利を保障する憲法のほか、教育基本法及び生存の確保を定める児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。
- 二 本法第二条第三号に定義された不登校児童生徒への支援、その他不登校に関する施策の実施に当たっては、不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- 三 文部科学大臣は、本法第七条の基本指針の策定に当たっては、特に児童生徒や保護者、学校関係者などの当事者の意見を多面的に聴取しその意見を反映させるとともに、本法第三条第一号に掲げる基本理念にのっとり、多様な児童生徒を包摂し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 本法第八条の運用に当たっては、本法第十三条の趣旨も踏まえ、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。
- 五 本法第三章に定める不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。
- 六 本法第十条に定める不登校特例校の整備に当たっては、営利を目的とする団体による設置・管理には慎重を期すこととし、過度に営利を目的として教育水準の低下を招くおそれがある場合には、これを認めないこと。また、不登校特例校や本法第十一条に定める学習支援施設の運用においては、本人の意思を尊重することが重要であり、不登校となった児童生徒が一般の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。
- 七 本法第十四条に定める夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置により、就学の機会を希望する学齢超過者に対し、就学の機会が可及的速やかに提供されるよう、地方公共団体は、本法第十五条に定める協議会の全ての都道府県への設置に努めるとともに、政府は、地方公共団体に対して積極的な支援を行うこと。
- 八 夜間その他特別な時間において授業を行う学校の実態を踏まえ、教員の加配も含めた教職員の配置の拡充や教職員の研修の充実を図ること。
- 九 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

(平成28年12月6日 参議院文教科学委員会)

- 一 本法に定める不登校児童生徒に対する支援に当たっては、全ての児童生徒に教育を受ける権利を保障する憲法のほか、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。
- 二 本法第二条第三号に定義された不登校児童生徒への支援、その他不登校に関する施策の実施に当たっては、不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- 三 文部科学大臣は、本法第七条の基本指針の策定に当たっては、特に児童生徒や保護者、学校関係者などの当事者の意見を多面的に聴取しその意見を反映させるとともに、本法第三条第一号に掲げる基本理念にのっとり、多様な児童生徒を包摂し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 本法第八条の運用に当たっては、本法第十三条の趣旨も踏まえ、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。
- 五 本法第三章に定める不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。
- 六 本法第十条に定める不登校特例校の整備や第十九条に定める教材の提供その他の学習の支援に当たっては、営利を目的とする団体等によるものには慎重を期すこととし、教育水準の低下を招くおそれがある場合には、これを認めないこと。また、不登校特例校や本法第十一条に定める学習支援施設の運用に当たっては、本人や保護者の意思が最優先であるとの基本認識の下、本人や保護者の意見を聴取するなどし、不登校となった児童生徒が一般の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。
- 七 本法第十四条に定める夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置により、就学の機会を希望する学齢超過者に対し、就学の機会が可及的速やかに提供されるよう、地方公共団体は、本法第十五条に定める協議会の全ての都道府県への設置に努めるとともに、政府は、地方公共団体に対して積極的な支援を行うこと。
- 八 夜間その他特別な時間において授業を行う学校が、不登校の生徒を受け入れる場合においても、様々な事情で義務教育を受けることができなかつた学齢超過者等の教育を保障する役割を担っていることを今後も十分に尊重するとともに、その実態を踏まえ、教員の加配も含めた教職員の配置の拡充や教職員の研修の充実を図ること。また、その整備に当たっては、地域の実情を十分に考慮し、画一的なものとならないようにすること。
- 九 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

(平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の 確保等に関する基本指針 (概要) (平成29年3月31日文部科学大臣決定)

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ➡ ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと
 - ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮 等
 - が必要
 - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等
 - ➡ 設置の促進や多様な生徒の受け入れを推進することが必要
 - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ➡ 特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携、ICT等を通じた支援や家庭訪問、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受け入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 教材の提供その他の学習支援
- 国民の理解の増進
- 相談体制等の整備
- 人材の確保等

【本文】

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状

義務教育は、憲法第26条に規定する教育を受ける権利を保障するものとして位置付けられ、一人一人の国民の人格形成と、国家・社会の形成者の育成という重要な役割を担うものである。このような重要な役割を担う義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、就学義務制度、就学援助制度、授業料無償、教科書無償給与制度、小中学校等の設置義務、義務教育費国庫負担制度などが整備されている。

他方、文部科学省の調査では、平成27年度における義務教育段階の不登校児童生徒数は約12万6千人であり、そのうち、90日以上欠席している児童生徒は約7万2千人であり、不登校児童生徒の約6割を占める。さらに、義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から3年連続で、全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加している。

また、戦後の混乱期中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされ、十分義務教育を受けられなかった義務教育未修了者などが一定数存在するところであり、平成22年国勢調査においては、約12万8千人の未就学者が存在することが明らかとなっている。

(2) 基本指針の位置付け

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）（以下「法」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策（以下「教育機会の確保等に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としている。

本基本指針は、法第7条第1項の規定に基づき、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として定めるものである。

(3) 基本的な考え方

法第3条においては、次に掲げる事項が基本理念として規定されている。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

この基本理念を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等、夜間その他特別な時間において授業を行う学校（以下「夜間中学等」という。）における就学の機会の提供等、教育機会の確保等に関する施策を行うことが必要である。

まず、全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要である。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。なお、これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない。

あわせて、多様な背景・事情から、就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要である。

また、夜間中学等における就学の機会の提供等については、義務教育未修了者等が義務教育を受けられる機会を得られるよう、夜間中学等の設置の促進に取り組むとともに、夜間中学等における受け入れ対象者の拡充等を図る。

これらの施策については、国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で行うことが重要である。

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

① 魅力あるより良い学校づくり

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等を通じて、児童生徒にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるより良い学校づくりを推進する。

また、生徒指導専任教諭の配置を含む学校指導体制の充実等により、教職員の業務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を確保する。

② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

学校が児童生徒にとって楽しく、安心して通うことのできる居場所であるためには、いじめや暴力行為を許さず、問題行動が起きた際にはき然とした対応を取ることが大切であり、このような学校づくりを推進するとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の適正な運用を図る。

また、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、こうしたことが不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要である。

③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

児童生徒によっては、学業の不振が不登校のきっかけとなっている場合があり、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学ぶ意欲の向上を図るほか、学校や児童生徒の状況に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を推進する。

(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

(ア) 状況の把握

不登校は、その要因・背景が多様・複雑であることから、不登校児童生徒に対する効果的な支援を行うためには、不登校のきっかけや継続理由、当該児童生徒が学校以外の場において行っている学習活動の状況等について継続的に把握することが必要である。このため、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、原則として不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、家庭への訪問による把握を含めた学校や教育委員会による状況把握を推進する。

(イ) 組織的・計画的な支援

不登校児童生徒に対しては、学校全体で支援を図ることが必要であり、校長のリーダーシップの下、学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と不登校児童生徒に対する支援等について連携・分担する「チーム学校」体制の整備を推進する。

また、学校は不登校児童生徒に対し、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進する。その際、学校は当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・教育支援シート」^{*}等を作成することが望ましい。

※ 平成28年9月14日付け28文科初第770号初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」参照

(ウ) 登校時における支援

不登校児童生徒が自らの意思で登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるよう児童生徒の個別の状況に応じた支援を推進する。

② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

(ア) 特例校や教育支援センターの設置促進等

不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、教育を実施する学校（以下「特例校」という。）の一層の設置の促進に向けて、設置の申請に係る指導支援や効果的な取組事例の紹介等を行う。また、平成29年度から新たに、市町村のみならず、都道府県が設置する場合においても、特例校に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、特例校の設置を促す。なお、特例校については、過度に営利を目的とし明らかに教育水準の低下を招く恐れがある場合にはこれを認めない。

また、教育支援センターについては、通所希望者に対する支援のみならず、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援を実施するなど、不登校児童生徒の支援の中核となるよう、設置の促進や機能強化を推進する。

(イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援

不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進する。特に、教育委員会等と民間の団体が継続的に協議を行う連絡協議会の設置や公と民との連携による施設の設置・運営など、先進事例の紹介等の取組を通じて両者の連携を推進する。また、相互評価に関する調査研究を行うなどして、民間の団体の間における自主的な連携協力を後押しする。

(ウ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援

家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒に対して、その状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を充実する。支援に際しては、関係機関と連携することが重要であり、特に児童虐待など家庭に課題がある場合には、福祉機関と緊密に連携すべきことを周知徹底する。

(エ) 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援

不登校児童生徒に対する支援を行う際は、当該児童生徒の意思を十分に尊重し、その状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援を充実する。例えば、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮することが必要である。

(オ) 経済的支援

特に経済的に困窮した家庭を対象として、民間の団体等学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する必要な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(カ) 情報提供

不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供を促すほか、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度等の周知を徹底する。

③ 不登校等に関する教育相談体制の充実

教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携し、不登校等に対して早期からの支援を行うことができる教育相談体制の構築を促進する。

特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校における教育相談体制を支える専門スタッフの両輪として機能しており、その効果的な活用のため、資質の向上と配置の充実を図る。

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学会会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 調査研究等

不登校児童生徒の状況や夜間中学等の現状等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能となるよう、教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究や結果の分析を行うとともに、全国の好事例を収集し情報提供を行う。

(2) 国民の理解の増進

法の趣旨や本基本指針の内容、不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等の活動等について、政府の広報誌、文部科学省ホームページ、手引きの作成・配布、説明会の実施等を通じた広報活動を推進する。

(3) 人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。また、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が可能となるよう、教職員の体制充実に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置を充実する。

(4) 教材の提供その他の学習支援

中学校卒業程度認定試験の受験を希望する者等に対して通信の方法を含めた教材の提供などの学習の支援を図るため、文部科学省認定社会通信教育を含む様々な学習機会等の情報が教育委員会を通じて提供されるよう促すとともに、地域人材の協力による学習の支援等の取組を推進する。

(5) 相談体制等の整備

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に関する様々な情報の提供を積極的に行うとともに、不登校に関する相談等に対応できるよう、関係機関、学校及び民間の団体の間の連携による相談体制の整備を推進する。

関連資料3：夜間中学の設置促進等に係る政府方針等

○は政府方針等、●は国会での質疑を表す

○第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

18-2 「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等

義務教育未修了の学齢超過者等に対して義務教育の機会を提供しているいわゆる中学校夜間学級に対する支援を引き続き行う。

○教育再生実行会議第五次提言(平成26年7月3日)(抜粋)

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

(幼児教育の充実、無償教育、義務教育の期間の延長等)

義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する。

○子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)(抜粋)

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

1 教育の支援

(6) その他の教育支援

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

●下村大臣国会質問(平成27年5月20日衆議院文部科学委員会)(抜粋)

文科省としては、御指摘のように、各都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置したいと思っております。教育機会の確保を図ることが重要であると考えます。就学希望者は、夜間中学が設置されていない自治体にも当然、各県一つですから、それの方が多くなるということになってまいりますので、設置自治体と未設置自治体との間で経費面や広報面も含めた役割分担や連携を行う必要が、御指摘のようにあると思っております。

○教育再生実行会議第九次提言(平成28年5月20日)(抜粋)

1. 多様な個性が活かされる教育の実現

(2) 不登校等の子供たちへの教育

[教育支援センターの整備や多様な場での学びの支援]

教育委員会・学校とフリースクール等の連携の充実を図りながら、フリースクールで学ぶ子供たちへの学習面・経済面の支援や、夜間中学の設置促進と就学希望者への積極的支援、教育支援センター(適応指導教室)や不登校特例校との連携強化により、多様な場での学びも支援する。

○ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

(課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供)

いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子供が、自信を持って学んでいけるよう、フリースクール等の学校外で学ぶ子供への支援を行い、夜間中学の設置促進等を図る。

○教育再生実行会議第十次提言（平成29年6月1日）（抜粋）

3. これまでの提言の確実な実行に向けて

（2）提言の実行に向け、特に注視する必要がある重要事項

④全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育（第九次提言関連）

教育機会確保法や同法に基づく基本指針を踏まえ、①教育支援センターの設置促進や機能強化、②効果的な取組事例の紹介等を通じた不登校特例校の設置促進、③夜間中学の設置促進などの取組を進めること。

○第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

○夜間中学の設置・充実

学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

●柴山大臣国会質問（令和元年6月20日参議院文教科学委員会）（抜粋）

教育機会確保法の附則に基づき、施行後三年以内の法の施行状況について検討する夜間中学に関する有識者会議が先月開催されました。そちらで、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市における夜間中学の設置促進、あるいは夜間中学への日本語教師などの外部人材の活用、協議会の設置の促進などの考え方が示されました。

文部科学省では、この有識者会議での検討結果を踏まえて、引き続き、夜間中学の設置促進、教育活動の充実に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抜粋）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

（1）少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

② 初等中等教育改革等

学校・家庭・地域の連携・協働を進めるとともに、セーフティプロモーションの考え方も参考にした学校安全、農山漁村体験など子供の体験活動の充実、SNS等を活用したいじめ・自殺等の相談体制整備、不登校児童生徒の教育機会確保、外国人児童生徒等の教育、夜間中学の設置促進、一人一社制の在り方の検討、特別支援教育の推進、障害者の生涯を通じた学習活動を推進する。

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ（令和元年6月21日不登校に関する調査研究協力者会議・フリースクール等に関する検討会議・夜間中学設置推進・充実協議会）（抜粋）

（対応の方向性）

【設置の促進】

（設置の状況等）

- 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、引き続き促進する。また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。
- 引き続き都道府県・指定都市等を対象に夜間中学の意義や実態、設置のプロセス等について理解を深める効果的な説明会を開催する。

【既設の夜間中学等における教育活動の充実】

- 夜間中学と昼間の中学校や教育支援センター、高校との連携を促す。
- 夜間中学に必要な特有の経費に係る財政的支援の在り方について検討する。

【夜間中学等における多様な生徒の受入れ】

（生徒の多様性を踏まえた指導・事務体制）

- 多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教員（養護教諭を含む）に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。
- 夜間中学におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進する。
- 研修の実施や講師の派遣などにより夜間中学の教員に必要な日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

【協議会等の設置・充実】

- 域内に既に夜間中学が設置されている都府県を含む全ての都道府県における協議会等の設置を促進する。
- 夜間中学の設置に向けた検討や他市町村からの生徒受入れ等が進むよう、都道府県に対し、協議会などの関係市町村（指定都市を含む）の情報共有を行う場を設置し、市町村間調整を主導するよう促す。

【広報・啓発活動】

- 全国的な広報を行うとともに、ニーズ調査の実施と併せた自治体における広報活動を支援する。

- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）（抜粋）

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

夜間中学は、生徒の約8割を外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。このため、教育機会確保法（義務教育の段階におけ

る普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。

○経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

第3章「新たな日常」の実現

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化—「新たな日常」を支える生産性向上

（1）課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

①初等中等教育改革等

多様な生徒を受け入れる夜間中学の設置を促進する。

●菅内閣総理大臣国会質問（令和3年1月25日衆議院予算委員会）（抜粋）

夜間中学は、高齢の方や不登校の経験者など十分な教育を受けられなかった方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しています。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後五年間で全ての都道府県、指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置をされる、このことを目指し、全国知事会や指定都市会長の協力を得て取り組んでいきたい、このように思います。

○経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

（4）セーフティネット強化、孤独・孤立対策等

（共助・共生社会づくり）

地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を促進するとともに、多様な児童生徒等の教育機会を保障するため、夜間中学の設置、医療的ケアが必要な子供を含む障害のある子供の学びの環境整備、障害者の様々な体験活動やこれを含む生涯学習を推進する。

○経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

（2）包摂社会の実現

（共生社会づくり）

地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、夜間中学の設置、医療的ケア児を含む障害のある子供の学びの環境整備、障害者等の様々な体験活動やこれを含む生涯学習を推進する。

各都道府県教育委員会夜間中学担当課
各指定都市教育委員会夜間中学担当課 御中

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局
初等中等教育企画課教育制度改革室

夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）

平素より、大変お世話になっております。

令和4年5月27日に、総務省統計局より令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果が公表されました。その中で、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人（前回約12万8千人）、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人（今回初めて調査）ということが明らかになりました。

文部科学省としましては、今回の調査により、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられなかった方、外国籍の方などが再び学ぶ場として、夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると考えます（別添1参照）。

つきましては、各教育委員会において、令和3年2月16日付け2文科初第1704号初等中等教育局長通知「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（別添2参照）の趣旨及び令和2年国勢調査の結果も踏まえ、夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図っていただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会に対しても周知くださるようお願いします。

なお、別添3として「夜間中学設置応援資料」を添付いたしますので、ご活用ください。

※令和2年の国勢調査の結果については、次の URL からアクセスできます。

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>

（添付資料） 【略】

別添1 令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果（令和4年5月27日公表）について

別添2 「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（本文のみ）（令和3年2月16日付け2文科初第1704号初等中等教育局長通知）

別添3 夜間中学設置応援資料

別添4 夜間中学の設置・検討状況

関連資料5：市町村別の「未就学者」及び「最終卒業学校が小学校の者」の数（令和2年国勢調査）

地域名	未就学者	小学校卒業	地域名	未就学者	小学校卒業	地域名	未就学者	小学校卒業
全国	94,455	804,293	余市町	12	236	上士幌町	1	142
北海道	4,158	54,286	赤井川村	-	13	鹿追町	1	150
札幌市	1,398	8,925	南幌町	9	169	新得町	31	140
札幌市中央区	96	505	奈井江町	4	110	清水町	1	201
札幌市北区	201	1,262	上砂川町	1	155	芽室町	12	263
札幌市東区	279	1,333	由仁町	-	177	中札内村	5	35
札幌市白石区	158	1,034	長沼町	14	241	更別村	1	66
札幌市豊平区	77	815	栗山町	8	285	大樹町	9	101
札幌市南区	109	815	月形町	45	114	広尾町	-	137
札幌市西区	300	884	浦臼町	-	35	霧別町	8	344
札幌市厚別区	49	555	新十津川町	2	115	池田町	24	169
札幌市手稲区	47	1,058	妹背牛町	1	67	豊頃町	-	110
札幌市清田区	82	664	秩父別町	-	57	本別町	2	114
函館市	194	2,149	雨竜町	-	149	足寄町	4	171
小樽市	216	1,426	北竜町	-	45	陸別町	17	95
旭川市	187	3,592	沼田町	1	110	浦幌町	-	128
室蘭市	27	1,034	鷹栖町	7	106	釧路町	9	151
釧路市	63	1,541	東神楽町	-	77	厚岸町	2	206
帯広市	105	1,246	当麻町	-	157	浜中町	2	97
北見市	123	1,477	比布町	2	105	標茶町	3	182
夕張市	11	243	愛別町	1	96	弟子屈町	4	183
岩見沢市	46	1,015	上川町	-	90	鶴居村	5	43
網走市	11	329	東川町	2	164	白糠町	1	162
留萌市	9	267	美瑛町	1	191	別海町	6	219
苫小牧市	207	1,531	上富良野町	4	134	中標津町	5	255
稚内市	17	512	中富良野町	-	87	標津町	1	50
美瑛市	41	527	南富良野町	1	96	羅臼町	1	58
芦別市	10	303	占冠村	1	20			
江別市	57	1,000	和寒町	-	76	青森県	1,622	22,092
赤平市	14	361	剣淵町	14	91	青森市	299	2,960
紋別市	18	318	下川町	2	110	弘前市	418	1,870
士別市	16	363	美深町	2	136	八戸市	206	2,975
名寄市	3	390	音威子府村	-	10	黒石市	17	641
三笠市	14	196	中川町	1	60	五所川原市	57	1,165
根室市	10	337	幌加内町	-	48	十和田市	51	925
千歳市	40	547	増毛町	4	121	三沢市	15	524
滝川市	36	534	小平町	11	93	むつ市	63	984
砂川市	39	437	苫前町	-	72	つがる市	45	906
歌志内市	4	90	羽幌町	5	197	平川市	16	802
深川市	13	441	初山別村	1	25	平内町	68	369
富良野市	18	469	遠別町	2	69	今別町	1	113
登別市	17	832	天塩町	2	77	蓬田村	-	54
恵庭市	22	590	猿払村	1	28	外ヶ浜町	1	237
伊達市	64	445	浜頓別町	-	59	鱒ヶ沢町	2	291
北広島市	47	468	中頓別町	7	69	深浦町	7	369
石狩市	25	636	枝幸町	5	229	西日屋村	1	61
北斗市	81	571	豊富町	4	77	藤崎町	2	353
当別町	3	174	礼文町	-	39	大鰐町	11	229
新篠津村	5	183	利尻町	-	40	田舎館村	-	158
松前町	5	225	利尻富士町	2	35	板柳町	2	290
福島町	5	116	幌延町	21	52	鶴田町	13	431
知内町	2	110	美幌町	9	351	中泊町	13	378
木古内町	1	138	津別町	1	144	野辺地町	15	356
七飯町	9	415	斜里町	2	151	七戸町	169	564
鹿部町	2	33	清里町	2	94	六戸町	4	310
森町	16	326	小清水町	4	140	横浜町	20	148
八雲町	13	335	訓子府町	2	75	東北町	54	596
長万部町	3	103	置戸町	10	145	六ヶ所村	7	269
江差町	9	142	佐呂間町	-	147	おいらせ町	8	433
上ノ国町	8	180	遠軽町	6	400	大間町	-	147
厚沢部町	3	129	湧別町	6	295	東通村	1	280
乙部町	4	103	滝上町	16	67	風間浦村	2	48
奥尻町	1	60	興部町	2	61	佐井村	1	50
今金町	11	187	西興部村	5	18	三戸町	2	255
せたな町	5	223	雄武町	3	54	五戸町	4	458
島牧村	26	30	大空町	-	83	田子町	1	181
寿都町	32	67	豊浦町	46	212	南部町	22	585
黒松内町	19	185	壮瞥町	-	51	階上町	3	234
蘭越町	2	115	白老町	8	318	新郷村	1	93
ニセコ町	2	64	厚真町	24	85			
真狩村	6	27	洞爺湖町	15	128			
留寿都村	-	27	安平町	44	105			
喜茂別町	9	47	むかわ町	12	165			
京極町	1	81	日高町	17	413			
倶知安町	6	77	平取町	2	148			
共和町	2	74	新冠町	4	162			
岩内町	2	120	浦河町	29	279			
泊村	-	98	様似町	-	105			
神恵内村	-	25	えりも町	1	53			
積丹町	-	61	新ひだか町	14	362			
古平町	12	75	音更町	43	596			
仁木町	46	69	士幌町	3	127			

地域名	未就学者	小学校卒業
岩手県	881	20,290
盛岡市	142	2,183
宮古市	83	856
大船渡市	26	543
花巻市	44	1,407
北上市	36	801
久慈市	40	817
遠野市	22	688
一関市	78	2,047
陸前高田市	20	351
釜石市	15	598
二戸市	22	772
八幡平市	9	1,019
奥州市	35	1,795
滝沢市	26	561
雫石町	23	495
葛巻町	6	266
岩手町	6	555
紫波町	24	399
矢巾町	11	426
西和賀町	2	216
金ヶ崎町	2	243
平泉町	5	156
住田町	2	194
大槌町	21	214
山田町	35	281
岩泉町	4	349
田野畑村	1	137
普代村	2	81
軽米町	16	332
野田村	2	112
九戸村	2	231
洋野町	4	681
一戸町	115	484

宮城県	未就学者	小学校卒業
宮城県	966	17,115
仙台市	372	3,316
仙台市青葉区	104	828
仙台市宮城野区	81	608
仙台市若林区	56	397
仙台市太白区	84	888
仙台市泉区	47	595
石巻市	66	1,736
塩竈市	22	383
気仙沼市	63	752
白石市	29	504
名取市	23	397
角田市	10	417
多賀城市	24	277
岩沼市	11	218
登米市	79	1,597
栗原市	36	1,338
東松島市	16	558
大崎市	52	1,389
富谷市	17	160
蔵王町	6	186
七ヶ宿町	-	44
大河原町	1	187
村田町	14	122
柴田町	20	216
川崎町	5	162
丸森町	8	222
亶理町	9	180
山元町	11	108
松島町	1	218
七ヶ浜町	3	112
利府町	9	196
大和町	34	284
大郷町	4	184
大衡村	2	139
色麻町	-	107
加美町	5	422
涌谷町	5	288
美里町	6	263
女川町	1	116
南三陸町	2	317

地域名	未就学者	小学校卒業
秋田県	935	17,329
秋田市	176	2,133
能代市	19	944
横手市	78	1,871
大館市	54	1,381
男鹿市	84	510
湯沢市	62	1,072
鹿角市	10	847
由利本荘市	198	1,557
潟上市	10	387
大仙市	57	2,048
北秋田市	68	970
にかほ市	28	462
仙北市	12	681
小坂町	19	98
上小阿仁村	5	137
藤里町	1	131
三種町	16	422
八峰町	6	214
五城目町	2	165
八郎潟町	-	98
井川町	9	102
大湯村	-	24
美郷町	11	621
羽後町	9	373
東成瀬村	1	81

山形県	未就学者	小学校卒業
山形県	893	15,849
山形市	315	1,992
米沢市	63	819
鶴岡市	42	2,307
酒田市	98	1,466
新庄市	8	448
寒河江市	9	751
上山市	21	478
村山市	3	559
長井市	14	411
天童市	18	745
東根市	14	606
尾花沢市	21	435
南陽市	14	432
山辺町	2	183
中山町	3	262
河北町	7	301
西川町	-	185
朝日町	1	153
大江町	3	199
大石田町	9	155
金山町	6	141
最上町	5	185
舟形町	27	175
真室川町	3	165
大蔵村	1	34
鮭川村	1	128
戸沢村	15	102
高島町	5	353
川西町	33	274
小国町	2	159
白鷹町	1	201
飯豊町	2	141
三川町	5	107
庄内町	100	439
遊佐町	22	358

地域名	未就学者	小学校卒業
福島県	1,548	18,370
福島市	163	2,187
会津若松市	73	861
郡山市	197	2,240
いわき市	214	2,683
白河市	32	525
須賀川市	42	464
喜多方市	227	572
相馬市	14	289
二本松市	18	809
田村市	24	718
南相馬市	8	451
伊達市	20	964
本宮市	14	474
桑折町	12	165
国見町	-	187
川俣町	13	218
大玉村	9	126
鏡石町	10	82
天栄村	1	94
下郷町	1	177
檜枝岐村	-	19
只見町	2	105
南会津町	3	291
北塩原村	4	43
西会津町	1	171
磐梯町	2	78
猪苗代町	7	260
会津坂下町	5	237
湯川村	-	49
柳津町	4	84
三島町	-	26
金山町	4	44
昭和村	-	32
会津美里町	33	313
西郷村	235	259
泉崎村	1	69
中島村	-	33
矢吹町	13	269
棚倉町	6	173
矢祭町	3	137
塙町	3	127
鮫川村	4	78
石川町	5	135
玉川村	2	66
平田村	7	139
浅川町	8	92
古殿町	3	125
三春町	15	213
小野町	51	184
広野町	20	28
楡葉町	1	33
富岡町	3	6
川内村	2	30
大熊町	-	-
双葉町	-	-
浪江町	1	6
葛尾村	-	8
新地町	-	97
飯館村	8	25

地域名	未就学者	小学校卒業
茨城県	1,806	20,144
水戸市	83	1,037
日立市	40	1,171
土浦市	79	747
古河市	132	984
石岡市	58	508
結城市	26	351
龍ヶ崎市	28	380
下妻市	23	483
常総市	45	605
常陸太田市	23	576
高萩市	12	282
北茨城市	16	487
笠間市	50	438
取手市	73	370
牛久市	40	317
つくば市	165	882
ひたちなか市	44	725
鹿嶋市	92	445
潮来市	13	168
守谷市	31	259
常陸大宮市	81	519
那珂市	32	328
筑西市	41	874
坂東市	29	706
稲敷市	21	393
かすみがうら市	26	416
桜川市	38	505
神栖市	48	726
行方市	14	703
鉾田市	35	469
つくばみらい市	34	261
小美玉市	89	448
茨城町	17	442
大洗町	9	199
城里町	18	167
東海村	115	218
大子町	18	324
美浦村	4	167
阿見町	21	264
河内町	1	120
八千代町	8	245
五霞町	3	88
境町	26	228
利根町	5	119

地域名	未就学者	小学校卒業
栃木県	1,648	12,145
宇都宮市	225	1,596
足利市	189	1,037
栃木市	180	1,487
佐野市	44	1,061
鹿沼市	119	812
日光市	81	726
小山市	141	927
真岡市	238	479
大田原市	40	500
矢板市	79	171
那須塩原市	44	595
さくら市	81	279
那須烏山市	6	331
下野市	19	391
上三川町	8	120
益子町	47	174
茂木町	3	205
市貝町	2	64
芳賀町	5	91
壬生町	37	228
野木町	5	136
塩谷町	5	131
高根沢町	2	130
那須町	46	229
那珂川町	2	245

地域名	未就学者	小学校卒業
群馬県	1,917	14,549
前橋市	202	2,147
高崎市	386	1,997
桐生市	164	969
伊勢崎市	257	1,074
太田市	249	1,081
沼田市	23	604
館林市	19	558
渋川市	170	853
藤岡市	27	539
富岡市	119	530
安中市	11	427
みどり市	25	453
榛東村	4	121
吉岡町	5	101
上野村	1	25
神流町	-	57
下仁田町	2	152
南牧村	-	72
甘楽町	15	151
中之条町	5	282
長野原町	9	82
嬭恋村	2	152
草津町	8	71
高山村	4	70
東吾妻町	49	260
片品村	-	93
川場村	3	47
昭和村	13	136
みなかみ町	5	359
玉村町	20	172
板倉町	4	170
明和町	5	92
千代田町	6	85
大泉町	70	385
邑楽町	35	182

地域名	未就学者	小学校卒業
埼玉県	4,754	29,231
さいたま市	594	3,491
さいたま市西区	36	348
さいたま市北区	79	445
さいたま市大宮区	32	289
さいたま市見沼区	88	549
さいたま市中央区	85	219
さいたま市桜区	43	248
さいたま市浦和区	36	226
さいたま市南区	68	342
さいたま市緑区	90	368
さいたま市岩槻区	37	457
川越市	204	1,062
熊谷市	124	1,149
川口市	693	2,037
行田市	44	664
秩父市	13	747
所沢市	180	900
飯能市	22	464
加須市	62	1,031
本庄市	35	446
東松山市	29	434
春日部市	126	865
狭山市	55	588
羽生市	109	440
鴻巣市	34	600
深谷市	103	886
上尾市	129	838
草加市	186	811
越谷市	125	1,149
蕨市	43	278
戸田市	96	379
入間市	87	604
朝霞市	42	335
志木市	31	225
和光市	66	135
新座市	105	421
桶川市	13	311
久喜市	149	846
北本市	31	281
八潮市	36	371
富士見市	88	281
三郷市	112	506
蓮田市	40	263
坂戸市	31	366

地域名	未就学者	小学校卒業
幸手市	31	322
鶴ヶ島市	108	191
日高市	12	232
吉川市	34	314
ふじみ野市	148	323
白岡市	24	236
伊奈町	9	177
三芳町	17	144
毛呂山町	9	135
越生町	3	75
滑川町	50	111
嵐山町	148	93
小川町	5	224
川島町	10	141
吉見町	1	118
鳩山町	92	69
ときがわ町	9	123
横瀬町	3	79
皆野町	6	143
長瀨町	1	77
小鹿野町	6	229
東秩父村	2	66
美里町	42	123
神川町	12	124
上里町	18	188
寄居町	28	352
宮代町	35	199
杉戸町	23	250
松伏町	31	169

地域名	未就学者	小学校卒業
千葉県	3,984	26,805
千葉市	592	2,371
千葉市中央区	61	593
千葉市花見川区	191	458
千葉市稲毛区	86	322
千葉市若葉区	60	484
千葉市緑区	106	290
千葉市美浜区	88	224
銚子市	48	1,079
市川市	214	1,112
船橋市	328	1,610
館山市	19	423
木更津市	88	744
松戸市	266	1,322
野田市	89	760
茂原市	160	518
成田市	62	716
佐倉市	117	580
東金市	12	343
旭市	37	979
習志野市	58	395
柏市	144	1,118
勝浦市	4	141
市原市	376	1,480
流山市	52	485
八千代市	230	545
我孫子市	66	318
鴨川市	4	340
鎌ヶ谷市	26	369
君津市	89	650
富津市	72	491
浦安市	36	307
四街道市	52	242
袖ヶ浦市	118	386
八街市	34	343
印西市	29	440
白井市	17	149
富里市	21	284
南房総市	16	532
匝瑳市	229	594
香取市	46	1,033
山武市	52	429
いすみ市	11	427
大網白里市	39	238
酒々井町	11	82
栄町	18	156
神崎町	1	48
多古町	12	215
東庄町	19	221
九十九里町	7	188
芝山町	1	93
横芝光町	22	314
一宮町	-	76
睦沢町	3	155
長生村	11	146
白子町	6	133
長柄町	4	84
長南町	3	134
大多喜町	5	251
御宿町	3	83
鋸南町	5	133

東京都	未就学者	小学校卒業
特別区部	4,982	20,476
千代田区	18	38
中央区	32	135
港区	46	250
新宿区	124	462
文京区	68	307
台東区	204	427
墨田区	101	792
江東区	308	1,278
品川区	115	760
目黒区	114	294
大田区	372	1,733
世田谷区	360	969
渋谷区	89	264
中野区	85	510
杉並区	297	604
豊島区	150	436
北区	201	961
荒川区	73	672

地域名	未就学者	小学校卒業
板橋区	492	1,529
練馬区	624	1,321
足立区	538	2,689
葛飾区	187	1,875
江戸川区	384	2,170
八王子市	349	1,961
立川市	63	462
武蔵野市	46	144
三鷹市	52	321
青梅市	103	852
府中市	250	569
昭島市	79	452
調布市	77	420
町田市	264	996
小金井市	48	154
小平市	163	364
日野市	140	441
東村山市	147	412
国分寺市	68	146
国立市	63	152
福生市	29	273
狛江市	27	132
東大和市	24	273
清瀬市	30	301
東久留米市	33	269
武蔵村山市	46	258
多摩市	142	293
稲城市	12	180
羽村市	129	210
あきる野市	45	495
西東京市	106	394
瑞穂町	40	187
日の出町	55	202
檜原村	2	135
奥多摩町	2	81
大島町	65	80
利島村	1	1
新島村	3	50
神津島村	-	19
三宅村	-	27
御蔵島村	-	-
八丈町	7	86
青ヶ島村	1	1
小笠原村	-	7

神奈川県	未就学者	小学校卒業
横浜市	2,276	9,531
横浜市鶴見区	196	854
横浜市神奈川区	160	529
横浜市西区	52	303
横浜市中区	129	393
横浜南区	120	649
横浜市保土ヶ谷区	236	680
横浜市磯子区	113	435
横浜金沢区	68	522
横浜市港北区	135	561
横浜市戸塚区	119	714
横浜市港南区	145	661
横浜市旭区	234	785
横浜市緑区	153	433
横浜市瀬谷区	74	441
横浜市栄区	65	266
横浜市泉区	144	615
横浜市青葉区	64	339
横浜市都筑区	69	351
川崎市	638	3,553
川崎市川崎区	202	895
川崎市幸区	39	605
川崎市中原区	124	479
川崎市高津区	39	478
川崎市多摩区	78	413
川崎市宮前区	66	411
川崎市麻生区	90	272
相模原市	712	2,317
相模原市緑区	173	685
相模原市中央区	390	893
相模原市南区	149	739
横須賀市	219	1,486
平塚市	217	1,038
鎌倉市	75	334
藤沢市	291	1,090
小田原市	154	996

地域名	未就学者	小学校卒業
茅ヶ崎市	203	623
逗子市	14	124
三浦市	14	311
秦野市	268	725
厚木市	189	820
大和市	177	574
伊勢原市	68	413
海老名市	76	355
座間市	81	364
南足柄市	17	250
綾瀬市	107	278
葉山町	8	70
寒川町	20	226
大磯町	13	142
二宮町	18	117
中井町	24	60
大井町	5	65
松田町	8	50
山北町	2	77
開成町	6	66
箱根町	6	77
真鶴町	1	42
湯河原町	8	154
愛川町	78	301
清川村	11	33

新潟県	未就学者	小学校卒業
新潟市	1,137	35,017
新潟市北区	311	8,405
新潟市東区	29	854
新潟市中央区	39	1,142
新潟市江南区	49	1,194
新潟市秋葉区	15	1,216
新潟市南区	34	970
新潟市西区	15	749
新潟市西蒲区	110	1,302
新潟市西蒲区	20	978
長岡市	157	4,657
三条市	55	1,333
柏崎市	60	1,210
新発田市	43	1,426
小千谷市	14	635
加茂市	3	437
十日町市	29	1,289
見附市	14	719
村上市	32	1,706
燕市	28	1,377
糸魚川市	12	925
妙高市	41	605
五泉市	58	1,087
上越市	138	2,690
阿賀野市	6	915
佐渡市	20	771
魚沼市	44	930
南魚沼市	25	1,344
胎内市	19	652
聖籠町	3	310
弥彦村	3	126
田上町	1	230
阿賀町	6	414
出雲崎町	6	92
湯沢町	3	126
津南町	4	355
刈羽村	1	42
関川村	1	193
粟島浦村	-	16

地域名	未就学者	小学校卒業
富山県	738	12,632
富山市	295	3,187
高岡市	174	2,097
魚津市	25	574
氷見市	76	1,047
滑川市	7	286
黒部市	28	441
砺波市	12	605
小矢部市	11	740
南砺市	28	1,127
射水市	39	1,008
舟橋村	-	17
上市町	13	292
立山町	14	328
入善町	14	624
朝日町	2	259

地域名	未就学者	小学校卒業
石川県	497	10,652
金沢市	225	2,304
七尾市	37	1,061
小松市	81	1,186
輪島市	16	792
珠洲市	7	372
加賀市	22	758
羽咋市	5	338
かほく市	6	386
白山市	21	905
能美市	17	429
野々市市	18	187
川北町	-	46
津幡町	5	346
内灘町	6	193
志賀町	3	448
宝達志水町	4	157
中能登町	5	262
穴水町	17	177
能登町	2	305

地域名	未就学者	小学校卒業
福井県	496	8,711
福井市	115	2,126
敦賀市	32	566
小浜市	8	272
大野市	51	709
勝山市	5	354
鯖江市	82	664
あわら市	8	283
越前市	91	1,020
坂井市	44	1,027
永平寺町	8	243
池田町	3	101
南越前町	-	263
越前町	36	462
美浜町	6	157
高浜町	1	114
おい町	2	99
若狭町	4	251

地域名	未就学者	小学校卒業
山梨県	885	6,742
甲府市	295	1,216
富士吉田市	17	598
都留市	15	277
山梨市	57	308
大月市	7	336
斐崎市	20	257
南アルプス市	145	450
北杜市	17	430
甲斐市	58	294
笛吹市	98	453
上野原市	6	289
甲州市	12	282
中央市	31	187
市川三郷町	7	107
早川町	1	34
身延町	6	228
南部町	-	138
富士川町	1	142
昭和町	6	105
道志村	4	23
西桂町	3	43
忍野村	55	87
山中湖村	1	104
鳴沢村	-	39
富士河口湖町	23	275
小菅村	-	26
丹波山村	-	14

地域名	未就学者	小学校卒業
長野県	1,336	17,150
長野市	238	2,170
松本市	118	1,583
上田市	58	1,032
岡谷市	18	407
飯田市	116	1,205
諏訪市	26	354
須坂市	42	497
小諸市	16	365
伊那市	76	507
駒ヶ根市	45	250
中野市	20	480
大町市	19	277
飯山市	22	321
茅野市	60	391
塩尻市	2	384
佐久市	31	913
千曲市	50	551
東御市	11	181
安曇野市	72	509
小海町	4	76
川上村	-	39
南牧村	1	45
南相木村	1	21
北相木村	-	24
佐久穂町	20	122
軽井沢町	34	171
御代田町	3	139
立科町	7	60
青木村	9	26
長和町	3	89
下諏訪町	6	167
富士見町	13	158
原村	1	85
辰野町	23	158
箕輪町	17	167
飯島町	-	83
南箕輪村	1	75
中川村	1	82
宮田村	4	75
松川町	2	185
高森町	1	200
阿南町	8	78
阿智村	9	138
平谷村	-	4
根羽村	-	13
下條村	3	30
売木村	-	10
天龍村	3	38
泰阜村	4	46
喬木村	21	100
豊丘村	7	113
大鹿村	-	25
上松町	5	77
南木曽町	-	77
木祖村	-	57
王滝村	3	17
大桑村	2	61
木曽町	11	133
麻績村	1	40
生坂村	1	22
山形村	7	65
朝日村	-	44
筑北村	5	71
池田町	1	63
松川村	5	61
白馬村	2	71
小谷村	-	28
坂城町	26	133
小布施町	3	85
高山村	3	129
山ノ内町	6	204
木島平村	2	65
野沢温泉村	2	96
信濃町	1	102
小川村	1	33
飯綱町	1	120
栄村	2	77

地域名	未就学者	小学校卒業
岐阜県	1,231	16,244
岐阜市	294	2,124
大垣市	78	1,129
高山市	46	975
多治見市	33	799
関市	81	817
中津川市	54	776
美濃市	17	343
瑞浪市	33	269
羽島市	46	401
恵那市	35	434
美濃加茂市	50	524
土岐市	23	562
各務原市	40	772
可児市	83	647
山県市	28	387
瑞穂市	24	315
飛騨市	8	368
本巣市	14	243
郡上市	15	757
下呂市	40	492
海津市	41	295
岐南町	6	191
笠松町	3	191
養老町	7	272
垂井町	15	246
関ヶ原町	3	75
神戸町	5	165
輪之内町	-	72
安八町	6	111
揖斐川町	20	209
大野町	17	151
池田町	7	177
北方町	11	70
坂祝町	14	77
富加町	5	78
川辺町	7	99
七宗町	-	49
八百津町	1	159
白川町	8	227
東白川村	-	42
御嵩町	13	131
白川村	-	23

地域名	未就学者	小学校卒業
静岡県	2,316	25,627
静岡市	423	4,162
静岡市葵区	177	1,534
静岡市駿河区	146	1,039
静岡市清水区	100	1,589
浜松市	483	5,383
浜松市中区	129	1,092
浜松市東区	39	674
浜松市西区	46	955
浜松市南区	64	748
浜松市北区	60	693
浜松市浜北区	105	749
浜松市天竜区	40	472
沼津市	74	996
熱海市	9	207
三島市	50	372
富士宮市	82	740
伊東市	27	432
島田市	44	1,088
富士市	134	1,524
磐田市	101	1,283
焼津市	91	1,166
掛川市	72	1,096
藤枝市	129	911
御殿場市	46	682
袋井市	157	607
下田市	9	230
裾野市	11	216
湖西市	58	484
伊豆市	15	330
御前崎市	11	445
菊川市	84	451
伊豆の国市	21	480
牧之原市	41	534
東伊豆町	4	75
河津町	1	46
南伊豆町	17	134
松崎町	2	81
西伊豆町	2	106
函南町	10	201
清水町	19	191
長泉町	7	151
小山町	33	172
吉田町	30	225
川根本町	3	204
森町	16	222
愛知県	6,401	36,671
名古屋市	2,045	8,523
名古屋市千種区	128	370
名古屋市東区	22	245
名古屋市北区	187	937
名古屋市西区	76	533
名古屋市中村区	70	528
名古屋市中区	42	178
名古屋市昭和区	18	217
名古屋市瑞穂区	120	342
名古屋市熱田区	22	349
名古屋市中川区	265	1,129
名古屋市港区	115	887
名古屋市南区	164	746
名古屋市守山区	314	625
名古屋市緑区	375	683
名古屋市名東区	80	290
名古屋市天白区	47	464
豊橋市	599	1,911
岡崎市	381	1,756
一宮市	313	1,939
瀬戸市	70	771
半田市	127	652
春日井市	325	1,462
豊川市	159	1,053
津島市	38	334
碧南市	64	626
刈谷市	289	622
豊田市	386	1,907
安城市	156	863
西尾市	134	1,274
蒲郡市	38	1,287
犬山市	51	428
常滑市	25	390
江南市	43	598
小牧市	116	661
稲沢市	84	718
新城市	35	401
東海市	31	521
大府市	55	386

地域名	未就学者	小学校卒業
知多市	36	450
知立市	49	313
尾張旭市	33	302
高浜市	75	305
岩倉市	49	224
豊明市	43	386
日進市	67	232
田原市	33	375
愛西市	18	479
清須市	16	446
北名古屋	29	324
弥富市	26	360
みよし市	38	240
あま市	31	428
長久手市	17	120
東郷町	33	150
豊山町	13	64
大口町	14	166
扶桑町	9	185
大治町	22	92
蟹江町	17	185
飛鳥村	2	163
阿久比町	12	199
東浦町	63	313
南知多町	2	207
美浜町	11	212
武豊町	29	264
幸田町	43	252
設楽町	4	72
東栄町	2	52
豊根村	1	28

三重県	1,845	14,805
津市	371	1,963
四日市市	222	1,659
伊勢市	306	1,032
松阪市	165	1,790
桑名市	109	862
鈴鹿市	252	1,265
名張市	19	410
尾鷲市	3	211
亀山市	48	285
鳥羽市	7	379
熊野市	19	381
いなべ市	28	399
志摩市	22	769
伊賀市	127	908
木曾岬町	6	86
東員町	13	130
菟野町	48	320
朝日町	1	33
川越町	6	50
多気町	6	187
明和町	12	196
大台町	4	196
玉城町	3	90
度会町	1	97
大紀町	2	159
南伊勢町	2	280
紀北町	36	303
御浜町	2	226
紀宝町	5	139

滋賀県	1,076	10,119
大津市	196	1,386
彦根市	54	715
長浜市	116	1,259
近江八幡市	129	764
草津市	103	474
守山市	44	345
栗東市	31	266
甲賀市	95	886
野洲市	85	300
湖南市	44	310
高島市	32	797
東近江市	63	1,379
米原市	20	459
日野町	22	246
竜王町	4	101
愛荘町	28	144
豊郷町	8	69
甲良町	1	95
多賀町	1	124

地域名	未就学者	小学校卒業
京都府	1,422	12,003
京都市	763	5,314
京都市北区	99	449
京都市上京区	37	337
京都市左京区	50	513
京都市中京区	52	319
京都市東山区	10	160
京都市下京区	18	213
京都市南区	58	403
京都市右京区	106	822
京都市伏見区	160	1,137
京都市山科区	81	599
京都市西京区	92	362
福知山市	29	553
舞鶴市	45	751
綾部市	35	414
宇治市	100	742
宮津市	6	197
亀岡市	88	405
城陽市	96	291
向日市	17	172
長岡京市	15	216
八幡市	54	253
京田辺市	25	249
京丹後市	37	674
南丹市	21	395
木津川市	23	223
大山崎町	5	49
久御山町	17	106
井手町	8	111
宇治田原町	6	59
笠置町	-	18
和束町	2	64
精華町	7	133
南山城村	6	30
京丹波町	5	198
伊根町	-	73
与謝野町	12	313

地域名	未就学者	小学校卒業
大阪府	8,515	33,884
大阪市	3,348	10,285
大阪市都島区	156	332
大阪市福島区	41	154
大阪市此花区	58	291
大阪市西区	65	123
大阪市港区	277	406
大阪市大正区	114	345
大阪市天王寺区	66	204
大阪市浪速区	60	212
大阪市西淀川区	87	404
大阪市東淀川区	238	691
大阪市東成区	94	392
大阪市生野区	253	891
大阪市旭区	80	327
大阪市城東区	214	529
大阪市阿倍野区	64	283
大阪市住吉区	246	596
大阪市東住吉区	111	459
大阪市西成区	204	760
大阪市淀川区	247	570
大阪市鶴見区	145	441
大阪市住之江区	153	511
大阪市平野区	254	999
大阪市北区	57	247
大阪市中央区	64	118
堺市	1,130	3,876
堺市堺区	174	913
堺市中区	275	630
堺市東区	56	357
堺市西区	132	716
堺市南区	125	524
堺市北区	326	567
堺市美原区	42	169
岸和田市	107	1,241
豊中市	363	1,014
池田市	21	232
吹田市	131	717
泉大津市	17	347
高槻市	553	1,044
貝塚市	29	602
守口市	62	540
枚方市	366	1,066
茨木市	124	620
八尾市	124	1,257
泉佐野市	132	694
富田林市	158	560
寝屋川市	108	825
河内長野市	53	485
松原市	103	707
大東市	85	396
和泉市	143	886
箕面市	227	247
柏原市	68	281
羽曳野市	60	447
門真市	155	513
摂津市	21	256
高石市	50	236
藤井寺市	18	275
東大阪市	418	1,924
泉南市	24	340
四條畷市	14	183
交野市	45	281
大阪狭山市	82	189
阪南市	16	305
島本町	23	80
豊能町	19	89
能勢町	15	66
忠岡町	4	179
熊取町	36	214
田尻町	2	39
岬町	10	151
太子町	42	48
河南町	8	100
千早赤阪村	1	47

地域名	未就学者	小学校卒業
兵庫県	4,607	29,321
神戸市	1,410	5,187
神戸市東灘区	101	373
神戸市灘区	94	383
神戸市兵庫区	149	532
神戸市長田区	98	676
神戸市須磨区	120	508
神戸市垂水区	247	645
神戸市北区	328	851
神戸市中央区	137	400
神戸市西区	136	819
姫路市	497	3,719
尼崎市	424	1,912
明石市	269	1,204
西宮市	319	1,158
洲本市	26	430
芦屋市	21	131
伊丹市	81	654
相生市	7	265
豊岡市	42	1,009
加古川市	262	1,225
赤穂市	18	360
西脇市	8	389
宝塚市	262	571
三木市	39	684
高砂市	31	499
川西市	47	399
小野市	53	400
三田市	63	306
加西市	22	501
丹波篠山市	21	460
養父市	10	423
丹波市	120	1,013
南あわじ市	23	916
朝来市	23	431
淡路市	27	808
宍粟市	27	618
加東市	26	440
たつの市	46	578
猪名川町	192	112
多可町	10	378
稲美町	11	204
播磨町	47	164
市川町	3	145
福崎町	32	145
神河町	8	336
太子町	7	146
上郡町	21	98
佐用町	32	293
香美町	5	248
新温泉町	15	362
奈良県	806	7,707
奈良市	141	1,327
大和高田市	70	405
大和郡山市	37	504
天理市	61	394
橿原市	61	588
桜井市	46	501
五條市	26	279
御所市	13	302
生駒市	19	280
香芝市	39	285
葛城市	10	207
宇陀市	102	395
山添村	-	64
平群町	5	107
三郷町	19	208
斑鳩町	48	115
安堵町	2	79
川西町	5	65
三宅町	1	96
田原本町	10	153
曾爾村	1	31
御杖村	1	91
高取町	3	104
明日香村	26	65
上牧町	8	127
王寺町	6	78
広陵町	10	171
河合町	19	82
吉野町	1	92
大淀町	5	165
下市町	3	108
黒滝村	-	9

地域名	未就学者	小学校卒業
天川村	-	46
野迫川村	-	14
十津川村	5	82
下北山村	-	12
上北山村	-	7
川上村	2	34
東吉野村	1	35

和歌山県	未就学者	小学校卒業
和歌山市	221	2,606
海南市	21	530
橋本市	32	393
有田市	12	268
御坊市	11	271
田辺市	27	928
新宮市	6	336
紀の川市	23	609
岩出市	65	237
紀美野町	8	171
かつらぎ町	9	221
九度山町	-	39
高野町	3	38
湯浅町	4	121
広川町	3	72
有田川町	3	244
美浜町	32	102
日高町	5	76
由良町	7	79
印南町	3	102
みなべ町	4	162
日高川町	2	149
白浜町	11	345
上富田町	10	110
すさみ町	7	69
那智勝浦町	7	119
太地町	2	34
古座川町	2	56
北山村	2	3
串本町	7	247

鳥取県	未就学者	小学校卒業
鳥取市	217	1,412
米子市	66	790
倉吉市	64	544
境港市	21	290
岩美町	3	232
若桜町	7	104
智頭町	5	201
八頭町	6	255
三朝町	7	99
湯梨浜町	36	180
琴浦町	10	222
北栄町	2	137
日吉津村	5	21
大山町	6	182
南部町	5	91
伯耆町	1	76
日南町	3	92
日野町	1	47
江府町	-	68

島根県	未就学者	小学校卒業
松江市	87	1,338
浜田市	29	662
出雲市	223	1,970
益田市	19	477
大田市	35	555
安来市	37	356
江津市	30	297
雲南市	81	645
奥出雲町	4	283
飯南町	-	69
川本町	2	56
美郷町	1	76
邑南町	11	253
津和野町	-	125
吉賀町	-	82
海士町	5	25
西ノ島町	1	50
知夫村	-	3
隠岐の島町	10	237

地域名	未就学者	小学校卒業
岡山県	1,108	10,388
岡山市	229	2,622
岡山市北区	85	1,164
岡山市中区	41	367
岡山市東区	23	414
岡山市南区	80	677
倉敷市	352	2,094
津山市	72	612
玉野市	32	448
笠岡市	40	349
井原市	30	340
総社市	21	261
高梁市	89	326
新見市	35	359
備前市	27	331
瀬戸内市	46	306
赤磐市	17	157
真庭市	29	593
美作市	14	325
浅口市	9	201
和気町	10	143
早島町	4	47
里庄町	8	43
矢掛町	10	182
新庄村	-	15
鏡野町	1	140
勝央町	9	70
奈義町	2	48
西粟倉村	3	24
久米南町	3	58
美咲町	11	156
吉備中央町	5	138

地域名	未就学者	小学校卒業
広島県	2,890	13,204
広島市	856	3,326
広島市中区	111	386
広島市東区	42	308
広島市南区	64	386
広島市西区	261	471
広島市安佐南区	256	477
広島市安佐北区	35	526
広島市安芸区	29	354
広島市佐伯区	58	418
呉市	318	1,591
竹原市	16	240
三原市	98	722
尾道市	474	1,315
福山市	586	1,807
府中市	9	289
三次市	83	375
庄原市	9	393
大竹市	9	266
東広島市	179	776
廿日市市	66	376
安芸高田市	49	277
江田島市	47	384
府中町	39	103
海田町	10	132
熊野町	5	127
坂町	10	98
安芸太田町	12	76
北広島町	5	171
大崎上島町	1	114
世羅町	1	191
神石高原町	8	55

地域名	未就学者	小学校卒業
山口県	851	7,925
下関市	186	1,375
宇部市	126	837
山口市	44	809
萩市	24	444
防府市	58	548
下松市	24	208
岩国市	87	1,011
光市	5	233
長門市	18	395
柳井市	15	198
美祢市	21	186
周南市	186	570
山陽小野田市	17	361
周防大島町	16	224
和木町	2	41
上関町	3	63
田布施町	3	64
平生町	12	291
阿武町	4	67

地域名	未就学者	小学校卒業
徳島県	754	7,959
徳島市	193	1,519
鳴門市	49	552
小松島市	21	394
阿南市	19	1,069
吉野川市	25	425
阿波市	12	506
美馬市	28	402
三好市	24	624
勝浦町	2	94
上勝町	1	64
佐那河内村	1	63
石井町	17	315
神山町	3	169
那賀町	13	266
牟岐町	1	126
美波町	9	155
海陽町	6	182
松茂町	24	96
北島町	241	78
藍住町	14	172
板野町	9	147
上板町	24	149
つるぎ町	4	194
東みよし町	14	198

地域名	未就学者	小学校卒業
香川県	459	6,688
高松市	155	2,032
丸亀市	56	513
坂出市	35	426
善通寺市	10	196
観音寺市	79	455
さぬき市	10	455
東かがわ市	8	412
三豊市	42	670
土庄町	10	232
小豆島町	8	204
三木町	7	266
直島町	-	20
宇多津町	1	86
綾川町	9	216
琴平町	4	91
多度津町	16	179
まんのう町	9	235

地域名	未就学者	小学校卒業
愛媛県	1,110	11,532
松山市	484	2,259
今治市	36	1,719
宇和島市	27	955
八幡浜市	9	323
新居浜市	80	893
西条市	27	983
大洲市	82	548
伊予市	3	293
四国中央市	47	875
西予市	29	659
東温市	178	193
上島町	6	80
久万高原町	4	284
松前町	2	196
砥部町	19	189
内子町	8	298
伊方町	3	203
松野町	20	107
鬼北町	35	203
愛南町	11	272

地域名	未就学者	小学校卒業
高知県	496	7,238
高知市	275	1,587
室戸市	8	181
安芸市	8	223
南国市	14	394
土佐市	9	234
須崎市	3	353
宿毛市	10	214
土佐清水市	12	287
四万十市	17	310
香南市	17	237
香美市	22	392
東洋町	-	46
奈半利町	2	114
田野町	-	43
安田町	2	59
北川村	-	26
馬路村	-	15
芸西村	3	56
本山町	3	89
大豊町	8	83
土佐町	3	85
大川村	-	14
いの町	18	236
仁淀川町	10	315
中土佐町	1	163
佐川町	10	234
越知町	2	153
檮原町	12	155
日高村	5	70
津野町	4	182
四万十町	9	376
大月町	2	107
三原村	2	66
黒潮町	5	139

地域名	未就学者	小学校卒業
福岡県	4,455	23,951
北九州市	1,131	4,547
北九州市門司区	50	566
北九州市若松区	51	456
北九州市戸畑区	42	293
北九州市小倉北区	225	709
北九州市小倉南区	267	945
北九州市八幡東区	57	404
北九州市八幡西区	439	1,174
福岡市	1,210	3,779
福岡市東区	182	840
福岡市博多区	264	526
福岡市中央区	220	185
福岡市南区	229	543
福岡市西区	131	750
福岡市城南区	30	305
福岡市早良区	154	630
大牟田市	80	970
久留米市	199	1,367
直方市	26	496
飯塚市	98	1,006
田川市	120	451
柳川市	130	540
八女市	27	886
筑後市	48	220
大川市	11	347
行橋市	28	397
豊前市	40	148
中間市	17	295
小都市	10	204
筑紫野市	74	221
春日市	43	189
大野城市	40	156
宗像市	41	369
太宰府市	23	145
古賀市	26	168
福津市	15	254
うきは市	46	282
宮若市	102	266
嘉麻市	61	615
朝倉市	38	351
みやま市	16	338
糸島市	106	454
那珂川市	40	130
宇美町	16	199
篠栗町	15	94
志免町	25	146
須恵町	12	111
新宮町	5	89
久山町	3	36
粕屋町	16	108
芦屋町	13	108
水巻町	32	195
岡垣町	40	189
遠賀町	12	129
小竹町	15	212
鞍手町	9	158
桂川町	11	285
筑前町	9	191
東峰村	-	37
大刀洗町	16	95
大木町	5	79
広川町	3	192
香春町	16	116
添田町	6	149
糸田町	22	152
川崎町	62	345
大任町	11	120
赤村	2	40
福智町	165	251
苅田町	32	153
みやこ町	16	179
吉富町	2	33
上毛町	3	39
築上町	15	130

地域名	未就学者	小学校卒業
佐賀県	443	6,484
佐賀市	178	1,258
唐津市	49	1,318
鳥栖市	45	354
多久市	28	218
伊万里市	31	440
武雄市	9	450
鹿島市	11	308
小城市	6	259
嬉野市	16	403
神埼市	14	202
吉野ヶ里町	14	84
基山町	9	83
上峰町	1	41
みやき町	9	172
玄海町	1	69
有田町	4	204
大町町	3	124
江北町	2	61
白石町	11	325
太良町	2	111

長崎県	1,183	12,078
長崎市	312	3,032
佐世保市	141	1,701
島原市	80	683
諫早市	251	1,020
大村市	49	466
平戸市	7	370
松浦市	12	311
対馬市	16	431
壱岐市	6	254
五島市	71	748
西海市	31	549
雲仙市	17	519
南島原市	30	713
長与町	8	175
時津町	12	168
東彼杵町	9	156
川棚町	10	137
波佐見町	5	116
小値賀町	2	37
佐々町	8	154
新上五島町	106	338

熊本県	1,990	17,874
熊本市	982	3,027
熊本市中央区	141	459
熊本市東区	184	648
熊本市西区	236	601
熊本市南区	197	683
熊本市北区	224	636
八代市	99	2,084
人吉市	14	533
荒尾市	15	622
水俣市	92	405
玉名市	56	852
山鹿市	39	743
菊池市	85	402
宇土市	12	442
上天草市	16	709
宇城市	13	972
阿蘇市	30	442
天草市	137	1,566
合志市	31	305
美里町	8	233
玉東町	2	66
南関町	6	152
長洲町	7	175
和水町	4	205
大津町	21	292
菊陽町	21	212
南小国町	2	54
小国町	6	152
産山村	2	42
高森町	21	67
西原村	1	77
南阿蘇村	3	100
御船町	32	211
嘉島町	3	95
益城町	6	335
甲佐町	10	162
山都町	9	302
氷川町	22	220
芦北町	82	410

地域名	未就学者	小学校卒業
津奈木町	2	60
錦町	8	163
多良木町	9	132
湯前町	6	81
水上村	9	75
相良村	5	56
五木村	3	25
山江村	3	66
球磨村	2	59
あさぎり町	18	311
苓北町	36	180

大分県	521	8,759
大分市	104	2,156
別府市	35	583
中津市	27	563
日田市	45	965
佐伯市	39	1,472
臼杵市	12	362
津久見市	5	244
竹田市	10	247
豊後高田市	24	255
杵築市	31	281
宇佐市	25	347
豊後大野市	21	293
由布市	100	251
国東市	6	240
姫島村	1	47
日出町	28	119
九重町	6	190
玖珠町	2	144

宮崎県	791	11,837
宮崎市	242	2,015
都城市	116	2,078
延岡市	59	1,288
日南市	53	793
小林市	151	1,070
日向市	53	763
串間市	10	383
西都市	1	326
えびの市	1	401
三股町	30	188
高原町	-	240
国富町	8	204
綾町	3	104
高鍋町	5	116
新富町	9	163
西米良村	1	12
木城町	6	145
川南町	20	255
都農町	-	126
門川町	2	232
諸塚村	1	49
権葉村	5	125
美郷町	-	238
高千穂町	10	293
日之影町	4	105
五ヶ瀬町	1	125

地域名	未就学者	小学校卒業
鹿児島県	1,307	16,671
鹿児島市	195	2,545
鹿屋市	65	1,119
枕崎市	19	345
阿久根市	31	458
出水市	27	586
指宿市	35	775
西之表市	29	194
垂水市	12	308
薩摩川内市	82	1,115
日置市	145	466
曾於市	40	871
霧島市	84	1,008
いちき串木野市	13	223
南さつま市	75	491
志布志市	26	533
奄美市	120	634
南九州市	31	581
伊佐市	25	468
始良市	40	390
三島村	2	11
十島村	-	26
さつま町	23	337
長島町	6	238
湧水町	34	230
大崎町	30	233
東串良町	9	72
錦江町	4	166
南大隅町	-	113
肝付町	11	232
中種子町	8	60
南種子町	-	65
屋久島町	7	164
大和村	-	80
宇検村	-	57
瀬戸内町	14	199
龍郷町	14	188
喜界町	8	180
徳之島町	9	236
天城町	9	120
伊仙町	5	158
和泊町	4	95
知名町	9	150
与論町	7	151

地域名	未就学者	小学校卒業
沖縄県	2,391	15,938
那覇市	339	2,594
宜野湾市	88	841
石垣市	313	640
浦添市	148	667
名護市	71	564
糸満市	91	945
沖縄市	199	1,172
豊見城市	84	579
うるま市	265	1,283
宮古島市	94	1,558
南城市	81	656
国頭村	13	82
大宜味村	50	60
東村	2	39
今帰仁村	17	258
本部町	9	289
恩納村	12	118
宜野座村	4	33
金武町	92	230
伊江村	15	196
読谷村	59	389
嘉手納町	43	234
北谷町	34	322
北中城村	17	203
中城村	36	273
西原町	36	313
与那原町	12	121
南風原町	44	411
渡嘉敷村	-	12
座間味村	-	5
粟国村	4	48
渡名喜村	2	7
南大東村	1	16
北大東村	1	1
伊平屋村	1	41
伊是名村	10	20
久米島町	5	130
八重瀬町	96	492
多良間村	1	21
竹富町	1	58
与那国町	1	17

関連資料6：義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する
考え方について（通知）

27初初企第15号
平成27年7月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

串田 俊巳

（印影印刷）

義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）

従来文部科学省では、義務教育諸学校に就学すべき年齢を超えた者の中学校への受入れについては、ホームページ等において「中学校を卒業していない場合は就学を許可して差し支えない」との考え方を示してきましたが、一度中学校を卒業した者が再入学を希望した場合の考え方については明確に示していなかったところです。

このような状況の中、様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（以下「入学希望既卒者」という。）が、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）に入学を希望しても、一度中学校を卒業したことを理由に基本的に入学を許されていないという実態が生じています。

本来、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らせば、義務教育を受ける機会を全ての者に実質的に保障することが極めて重要です。しかし、平成26年に文部科学省が実施した「中学校夜間学級等に関する実態調査」においては、全ての夜間中学において、入学希望既卒者の入学が認められていないという事実や、いわゆる自主夜間中学や識字講座といった場において不登校等により義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者が多く学んでいるといった事実が明らかとなったところです。また、平成26年に厚生労働省が実施した「『居住実態が把握できない児童』に関する調査」や平成27年に文部科学省が実施した「無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査」の結果等によれば、親による虐待や無戸籍等の複雑な家庭の事情等により、学齢であるにもかかわらず居所不明となったり、未就学期間が生じたりしている者が存在することが明らかになっています。

さらに、文部科学省が実施した「平成25年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』」の結果によれば、不登校児童生徒に対し、学校復帰に向けた学校外での個人の努力を評価し学校における指導要録上出席扱いとすること等、児童生徒の立場に立った柔軟な取扱いも広く行われており、学校に十分に通わないまま卒業する生徒が今後も生じてくるものと考えられます。

このような状況を踏まえると、入学希望既卒者については、義務教育を受ける機会を実質的に確保する観点から、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であると考えられます。

については、入学希望既卒者の夜間中学への入学許可に当たっての基本的な考え方を下記のとおりとしましたので、市町村教育委員会におかれては、これらの考え方を参考に、各夜間中学の収容能力に応じて、可能な限り受入れに取り組みされるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、本通知の趣旨・内容について周知するとともに、適切に指導・助言を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

2. 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。
 - ① 指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース
 - ② 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース
 - ③ 転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース
 - ④ 修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース
 - ⑤ 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース
3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱いている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。
4. なお、入学希望既卒者の夜間中学への受入れに当たって想定される基本的な手順（別添）を作成したので参考とされたいこと。

【別記・別添略】

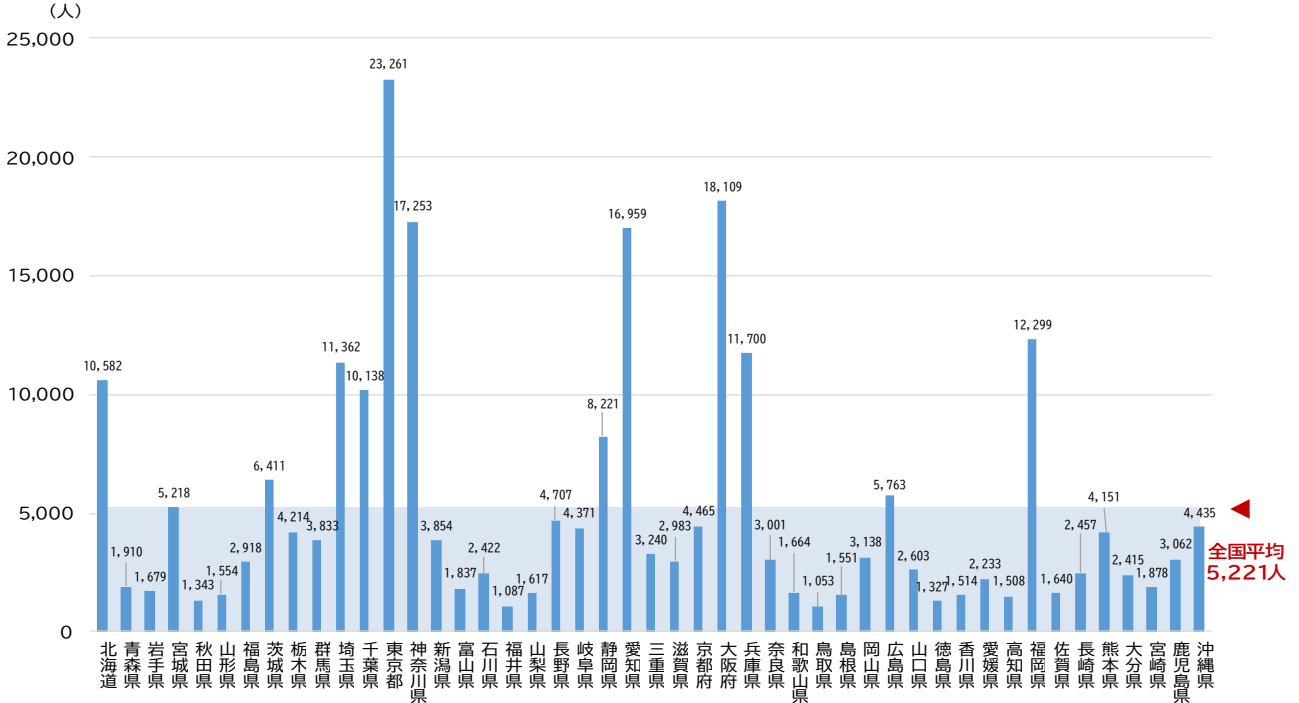
関連資料 7 : 不登校の児童生徒数

不登校の現状について

不登校児童生徒数(都道府県別)国公立小・中学校
(出典)文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(令和3年度)

国公立小・中学校

不登校児童生徒数

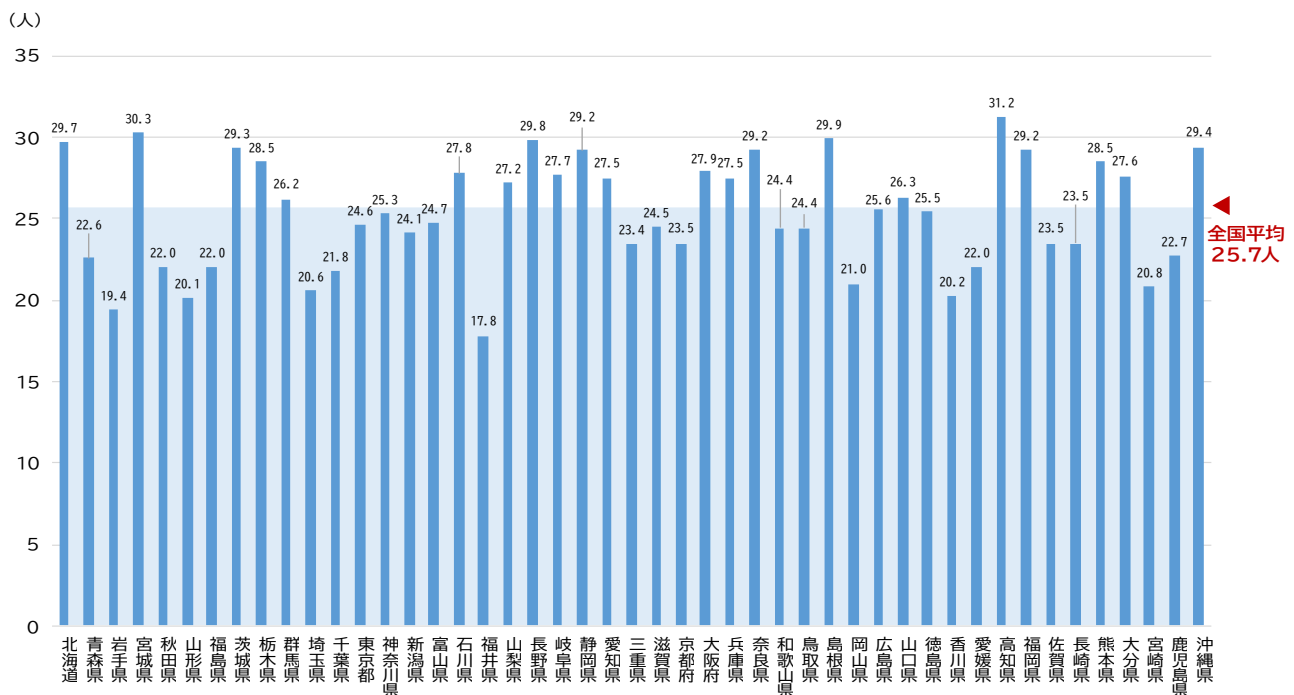


不登校の現状について

1,000人当たりの不登校児童生徒数(都道府県別)国公立小・中学校
(出典)文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(令和3年度)

国公立小・中学校

1,000人当たりの不登校児童生徒数



関連資料 8 : 不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)

元文科初第 698 号
令和元年 10 月 25 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法
第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「法」という。)が平成28年12月14日に公布され、平成29年2月14日に施行されました(ただし、法第4章は公布の日から施行。)

これを受け、文部科学省におきましては、法第7条に基づき、平成29年3月31日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成30年12月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年6月21日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」(平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知)、「不登校への対応の在り方について」(平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知)、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知)及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」(平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知)については本通知をもって廃止します。

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添 1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添 2）を参照すること。

(2) 不登校が生じないような学校づくり

1. 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

2. いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり
いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。
 3. 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。
 4. 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築
社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。
 5. 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり
児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう学校や地域における取組を推進することが重要であること。
- (3)不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実
1. 不登校に対する学校の基本姿勢
校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。
 2. 早期支援の重要性
不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。
 3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント
不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント(見立て)が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。
 4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力
学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。
 5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け
学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。
なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対応が必要であること。
 6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫
不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。
 7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制
不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。
 8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応
いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記 1 によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」(平成 21 年 3 月 12 日付け文部科学省初等中等教育局長通知)によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記 2 によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別添 3)を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

1. 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

2. 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

3. 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

4. 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」(平成 27 年 7 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

1. 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

2. きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

3. 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

4. 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

5. 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

6. アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3)教育支援センターの整備充実及び活用

1. 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針(試案)」(別添4)を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

(5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

【別記・別添略】

や かん ちゅう がく 夜間中学 を、知っていますか？

じぶん か
ここで自分は変わった

べんきょう ば
勉強する場があっとうれしい

じぶん おも
自分のままでいいんだと思えた



イラスト提供：札幌市教育委員会

やかんちゅうがく さまざま りゆう ぎむきょういく しゅうりょう ひと
夜間中学では、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、
ふとう こうとう がっこう かよ ひと
不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、
ほんごく ぎむきょういく しゅうりょう がいこくせき ひと まな
また本国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学んでいます。

いま まな
「今からでも学びたい」

まえむ きち こた ちゅう がっこう
前向きな気持ちに応える中学校があります

やかんちゅうがく ひるま ちゅうがく おな ちゅうがっこう
夜間中学も昼間の中学と同じ、中学校です。

- ・授業料は、無償です。
- ・週5日間、授業があります。
- ・教員免許を持っている先生が教えています。
- ・全ての課程を修了すれば、中学校卒業となります。

夜間中学

検索

詳しくは、文部科学省ホームページまたは最寄りの市区町村教育委員会へ
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00005.htm

夜中を全国に！プロジェクト

文部科学省



関連資料 10 : 広報フライヤー

や かん ちゅう がく

夜間中学 を、知っていますか？

ここで自分は変わった
勉強する場があっというらしい

自分のままでいいんだと思えた



イラスト提供：札幌市教育委員会

夜間中学では、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、また本国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学んでいます。

夜間中学も昼間の中学と同じ、中学校です。

- ・授業料は、無償です。
- ・週5日間、授業があります。
- ・教員免許を持っている先生が教えています。
- ・全ての課程を修了すれば、中学校卒業となります。

「今からでも学びたい」
前向きな気持ちに応える中学校があります

夜間中学

詳しくは、文部科学省ホームページまたは最寄りの市区町村教育委員会へ
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00005.htm

夜中を全国に！プロジェクト

夜間中学での生活の一例

17:00	登校
17:25	ホームルーム
17:30	一時間目 国語
18:10	給食
18:40	二時間目 英語
19:25	三時間目 家庭科
20:10	四時間目 数学
20:50	ホームルーム
21:00	下校

夜間中学に通っていた生徒、夜間中学の校長先生に聞いてみました。

夜間中学とは「誰もがもう一度中学生になれる」場所。国籍や年齢関係なくみんなが同じ立場で勉強ができます。私は夜間中学に入学してから世界が変わりました。明るく、積極的な性格になりました。友達も増え、勉強も楽しくなり3年生で生徒会長にもなりました。是非、夜間中学で学校生活を送ってほしいです。

(夜間中学卒業生・Kさん)

人生百年時代、人生において「学ぶこと」に遅いことはありません。一人一人の「学びたい」という気持ちに応えることができる場所が「夜間中学校」です。わからないことやできないことは勉強が楽しいとは思いません。授業を通して、仲間と共に学び「自分たち」という喜びと、仲間と共に築き「できた」という喜びを通して中学校の良い思い出を作ってみませんか。あなたの踏み出す一歩が、さらに豊かな人生へとつながっていきます。

(江戸川区立小松川第二中学校 統括校長 横澤広美)

夜間中学についてもっと詳しく知りたい場合はこちらをご覧ください。

【かんたんな日本語】



【英語】



【韓国語】



【中国語】繁体字版 簡体字版



文部科学省ウェブサイト「夜間中学の設置促進・充実について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm

関連資料 11 : 夜間中学設置応援資料



夜中を全国に！プロジェクト

夜間中学設置応援資料 夜中を全国に！

夜間中学は、学びを希望する多様な生徒が、共に学ぶことができる場です。文部科学省は一人でも多くの方が学べるよう、夜間中学の設置に向けて地方公共団体へ応援しています。



イラスト提供：札幌市教育委員会

文部科学省

本プロジェクトは、地方公共団体や専門学校・自主夜間中学校等、夜間中学在校生・卒業生、家族等の理解・協力の下で、文部科学省が企画・作成しているものです。

夜間中学で学んでよかった

ここで自分が変わった

夜間中学で学んでよかった

国による支援

- 夜間中学の教育活動を支援しています
- 教職員の人件費の取扱い
- 施設整備費の取扱い

国による様々な支援があります

経費の分担負担

- 市区町村の経費負担の工夫
- 茨城県常総市の場合

関連資料 1 2 : 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (概要)

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の
一部を改正する法律の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設
(児童生徒13人に1人)
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設
(児童生徒18人に1人)
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等
(学校教育法等の一部改正)
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

施 行 期 日

平成29年4月1日

第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 生徒の発達への支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(4) 学齢を経過した者への配慮

① 学齢を経過した者を対象とする教育課程（第1章第4の2の（4）のア）

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。平成28年度現在、全国に31校が設置されている。

平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、学齢期を経過した者（以下、「学齢経過者」という。）であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたところである。

夜間中学には、義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者や不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者、そして不登校となっている学齢生徒の受入れが可能である。このように、夜間中学には、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

学齢経過者は、既に社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがあり、この部分については、義務教育の目的・目標を達成する上で学校教育において改めて実施しなくてもよい場合が考えられる。

他方、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することは困難な実態があり、限られた時間で必要な教育を行うことが、就学機会の確保の観点からも必要である。

このため、平成29年3月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢経過者に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。具体的には、同規則第56条の4等において、学齢経過者のうち、その者の年齢、経験、または勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより特別の教育課程によることができるものとした。これを受けた文部科学大臣の告示において、特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、各教科等の内容のうち、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によ

て編成するものとし、また、指導する上で必要な場合は、小学校段階の内容を取り扱うことができることとした。さらに、特別な教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとした。

なお、この際、当該特別の指導を行う必要がある者か否かの判断及びその教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」28文科初第1874号平成29年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知）。

上述のように、夜間中学については、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることが可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、学校教育法規則第56条等に基づき、特別の教育課程を編成することとなる。

② 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善（第1章第4の2の（4）のイ）

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要である。このため、第4節1「（4）指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」の欄も参照しつつ、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要となる。このため、第4節2「（2）海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である。

関連資料 14-1 : 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)

28文科初第1874号
平成29年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第18号）」及び「学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号）」が平成29年3月31日に公布され、同日施行されました。

今回の改正等は、義務教育未修了の学齢を経過した者等の就学機会を確保するため、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）が重要な役割を果たしているところ、今後、夜間中学等の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を経過した者に対して指導を行う際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長にあっては附属学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第18号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。 （第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5関係）

2 学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第56条の4（同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第132条の5に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

- (1) 特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。
- (2) 中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

第2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

- (1) 学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。
- (2) 夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものであること。

2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第21条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる。

【別添略】

夜間中学における教育課程特例について

<趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等（以下「学齢経過者等」という。）の就学機会の確保に、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備（学校教育法施行規則を改正）。

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
 - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって編成するものすること。
 - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとすること。
 - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとすること。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第 2 1 条に規定）を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第 5 6 条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

<関係法令>

学校教育法施行規則第 5 6 条の 4、第 7 9 条、第 7 9 条の 6、第 1 0 8 条第 1 項及び第 1 3 2 条の 5

※ 本制度は平成 2 9 年 3 月 3 1 日から適用

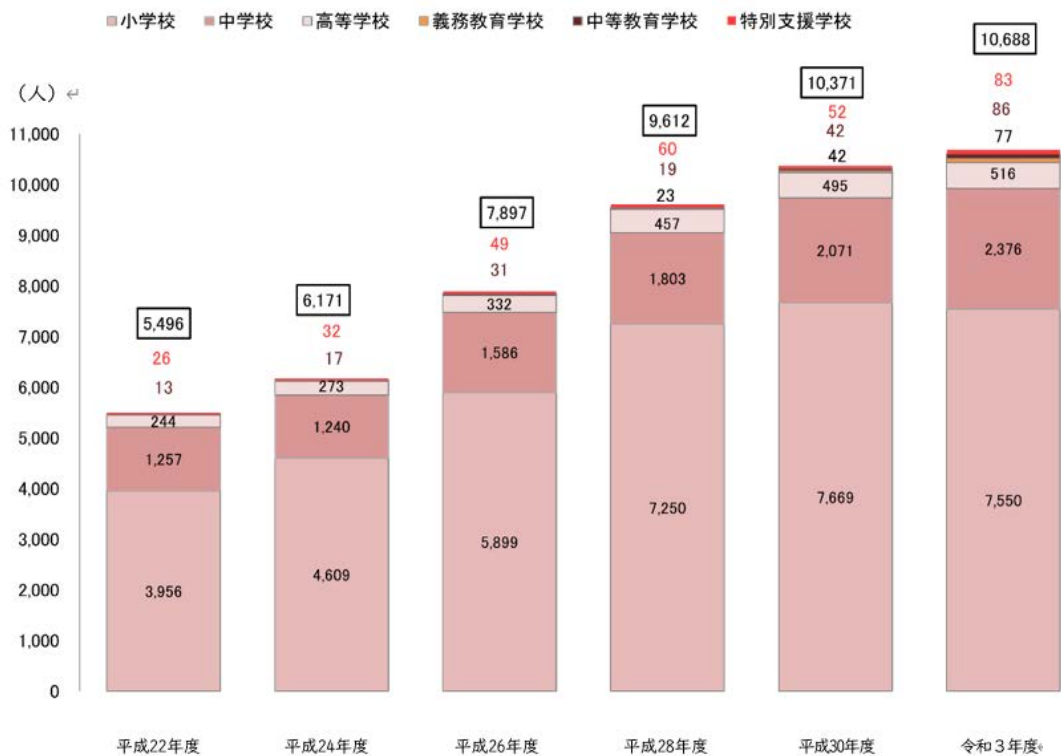
関連資料 15 : 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数

公立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（令和3年度）」

公立学校における日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（令和3年度）」

【関連リンク先】

○文部科学省ウェブサイト

「夜間中学の設置促進・充実について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm

○文部科学省ウェブサイト

「夜間中学で学びたい方へ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00005.htm

○文部科学省ウェブサイト

「広報資料」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00004.htm